

社 会

(公民的分野)

発行者			教科書の記号・番号	判型 総ページ数	検定済年
番号	名称	略称			
2	東京書籍	東 書◆	公民 002-92	A B 246	令和6年
17	教育出版	教 出◆	公民 017-92	A B 269	
46	帝国書院	帝 国◆	公民 046-92	A B 262	
116	日本文教出版	日 文◆	公民 116-92	A B 274	
225	自由社	自由社◆	公民 225-92	A B 変型 270	
227	育鵬社	育鵬社◆	公民 227-92	A B 262	

※「発行者 略称」欄にある◆は、「学習者用デジタル教科書」（学校教育法第34条第2項に規定する教材）の発行予定があることを示しています。

1 調査の対象となる教科書の冊数と発行者

冊数	発行者の略称
6冊	東書、教出、帝国、日文、自由社、育鵬社

2 学習指導要領における教科・分野の目標等

【社会科の目標】

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

【公民的分野の目標】

現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。
- (3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

【参考・中学校学習指導要領解説 社会編 より】

(2) 各分野の改訂の要点

〔公民的分野〕

公民的分野における改訂の要点は、主に次の6点である。

ア 現代社会の特色、文化の継承と創造の意義に関する学習の一層の重視

現代日本の社会に対する関心を高め、以後の学習のより一層の理解を図るため、現代社会の特色についての学習、伝統や文化に関する学習、宗教に関する一般的な教養について、次のような内容の改善を図った。

(ア) 内容のAの「(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色」において、現代日本の社会の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られること、これらが現在と将来の政治・経済・国際社会に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。その際、情報化については、人工知能の急速な進化等による産業や社会の構造的

な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすることとした。

(イ) さらに同じ中項目において、現代社会における文化の意義や影響について理解できるようにするとともに、我が国の伝統と文化を扱い、文化の継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(ウ) 内容のDの「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」で、国際社会における文化や宗教の多様性について取り上げることにした。

イ 現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実

今回の学習指導要領改訂では、「社会的な見方・考え方」については分野の特質を踏まえてその名称などが整理され、公民的分野においては「現代社会の見方・考え方」と示された。内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」で、従前に引き続き、現代社会を捉え、多面的・多角的に考察、構想する際に働かせる概念的な枠組みの基礎として、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会を捉える枠組みを養う学習の一層の充実を図った。

ウ 現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実

内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」を以後の大項目の学習に生かすとともに、経済、政治、国際社会に関わる現代の社会的事象について考察、構想したり、その過程や結果を適切に表現したりする際に働かせる視点（概念など）として、「分業と交換、希少性など」、「個人の尊重と法の支配、民主主義など」、「協調、持続可能性など」を新たに示し、課題の特質に応じた視点（概念など）に着目して考察したり、よりよい社会の構築に向けて、その課題の解決のための選択・判断に資する概念などを関連付けて構想したりするなど、現代社会の見方・考え方を働かせる学習の一層の充実を図った。

エ 社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習の重視

社会に見られる課題を把握したり、その解決に向けて考察、構想したりする学習については次のように改善を図った。

(ア) 内容のAの「(2) 現代社会を捉える枠組み」では、社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(イ) 内容のBの「(1) 市場の働きと経済」では、個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。その際、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこととした。また、社会生活における職業の意義と役割について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。その際、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れることとした。

(ウ) 内容のBの「(2) 国民の生活と政府の役割」では、少子高齢社会における社会保障の意義について理解できるようにした。また、財政及び租税の役割について、財源の確保と配分という観点から、財政の状況や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(エ) 内容のCの「(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現できるようにした。

(オ) 内容のCの「(2) 民主政治と政治参加」で、民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにした。

オ 国家間の相互の主権の尊重と協力、国家主権、国連における持続可能な開発のための取組に関する学習の重視

内容のDの「(1) 世界平和と人類の福祉の増大」で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解できるようにした。その際、領土（領海、領空を含む。）と国家主権を関連させて取り扱ったり、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れたりして、基本的な事項を理解で

きるようにした。

カ 課題の探究を通して社会の形成に参画する態度を養うことの一層の重視

内容のDの「(2) よりよい社会を目指して」で、持続可能な社会を形成することに向けて、社会的な見方・考え方を働かせて課題を探究し、自分の考えを説明、論述できるようにした。この中項目は、従前に引き続き社会科のまとめという位置付けとし、公民的分野はもとより、地理的分野、歴史的分野などの学習の成果を生かし、これからのよりよい社会の形成に主体的に参画する態度を養うこととした。

また、この中項目における学習活動も含め、分野全体を通して、課題の解決に向けて習得した知識を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察、構想したことを説明したり、論拠を基に自分の意見を説明、論述したりすることにより、「思考力、判断力、表現力等」を養うこととし、言語活動に関わる学習を一層重視した。

3 教科書の調査研究

(1) 内容

ア 調査研究の総括表（調査結果は「別紙1」）

調査研究項目（調査研究の対象）	対象の根拠（目標等）	数値データの単位
a 大項目別のページ数、割合	教科・目標	ページ数、%
b 自由・権利について記述している箇所数	公民・目標(1)	箇所
c 責任・義務について記述している箇所数	公民・目標(1)	箇所
d 法律・条例の名称を取り上げている箇所数	公民・内容C 公民・改訂の要点 イウエ	箇所
e 制度や仕組みの名称を取り上げている箇所数	公民・内容C 公民・改訂の要点 イウエ	箇所
f 現代社会における具体的な事実（事件）や課題を取り上げている箇所数	公民・目標(2) 公民・改訂の要点 ア～カ	箇所
g 宗教や伝統文化について取り上げている箇所数	公民・内容D 公民・改訂の要点 ア	箇所
h 発展的な内容を取り上げている箇所数	学習指導要領総則	箇所

イ 調査項目の具体的な内容（調査結果は「別紙2」）

① 調査項目の具体的な内容の対象とした事項

調査研究項目のb～hとの関連で、次の事項について具体的に調査研究する。

b 自由・権利について記述している内容（別紙2-1）

c 責任・義務について記述している内容（別紙2-2）

g 宗教や伝統文化について取り上げている内容（別紙2-3）

h 発展的な内容

<調査の結果、hについては記載のないことを確認した。>

<その他>

* 1 我が国の位置と領土の扱い（別紙2-4）

* 2 国旗・国歌の扱い（別紙2-5）

* 3 神話や伝承を知り、日本の文化や伝統に関心をもたせる資料（別紙2-6）

* 4 北朝鮮による拉致問題の扱い（別紙2-7）

* 5 防災や自然災害の扱い（別紙2-8）

* 6 脱炭素化に関する扱い（別紙2-9）

* 7 障害者理解に関する扱い（別紙2-10）

* 8 オリンピック・パラリンピックの扱い（別紙2-11）

* 9 固定的な性別役割分担意識に関する記述等（別紙2-12）

② 調査項目を設定した理由等

- ・ 自由と権利及び責任と義務については、個人の尊厳と人権の尊重の意義や民主主義に関する理解を深めるために、公民的分野の学習においては、自由及び権利（基本的人権を含む）を取り上げているが、国内外における人権を取り巻く動向等によりその扱い方には各社によって違いがみられることが多い。したがって、このことについて記述されている箇所数を調査する。（b、c）
- ・ 宗教や伝統文化については、伝統や文化に関する学習や宗教に関する一般的な教養についての内容の改善が図られたことを受け、国際社会における文化や宗教の多様性について記述されている箇所数を調査する。（g）
- ・ 発展的な内容については、学習指導要領第1章総則「第2 教育課程の編成 3教育課程の編成における共通的事項(1)内容等の取扱い イ」において、「学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。」と示されている。また、(3)「指導計画の作成等に当たっての配慮事項 イ」では、「各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること」と示されている。
これらのことから、発展的な内容の扱いの有無、取り上げている内容の具体的な学習の内容について調査する。（h）
- ・ 我が国の位置と領土をめぐる問題については、学習指導要領に基づき、これらの問題を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。（*1）
- ・ 国旗・国歌については、学習指導要領に基づき、国旗・国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切であることからその扱いについて調査する。（*2）
- ・ 神話や伝承を知り、日本文化や伝統に関心をもたせる資料については、学習指導要領の内容「現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる」とあることから、生徒に興味や関心をもたせることのできる資料について調査する。（*3）
- ・ 東京都教育委員会は、教育目標の基本方針1として「人権尊重の精神と社会貢献の精神の育成」を掲げ人権教育を推進してきた観点から、児童・生徒が人権尊重の理念を正しく理解できるようにするため、北朝鮮による拉致問題の扱いについて調査する。（*4）
- ・ 東京都では、自然災害における被害を最小化し、首都機能の迅速な復旧を図る総合的なリスクマネジメント方策の確立が喫緊の課題であり、防災教育の普及等により地域の防災力の向上が重要であることから、防災や自然災害における関係機関の役割等について考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにするため、防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱いについて調査する。（*5）
- ・ 学習指導要領に基づき、環境にかかる諸問題を考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにするため、脱炭素化に関する扱いについて調査する。（*6）
- ・ 東京都教育委員会の基本方針1である「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を踏まえ、障害のある人も障害のない人もともに尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現を目指す上で、障害のある幼児・児童・生徒に対する理解を深められるようにするため、その扱いについて調査する。（*7）
- ・ 東京都教育委員会教育目標の基本方針2・3に基づき、文化・スポーツに親しみ、国際社会に貢献できる日本人を育成するという観点から、オリンピック・パラリンピックの扱いについて調査する。（*8）
- ・ 東京都教育委員会の基本方針1及び東京都の男女平等参画推進の施策を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消や、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」に気付いて言動等を見直していくなど、男女の平等を重んずる態度を養うことができるよう、その扱いについて調査する。（*9）

③ 調査研究の方法

- b 自由及び権利について記述している部分を抽出し、大項目「私たちと現代社会」「私たち

と経済」「私たちと政治」「私たちと国際社会の諸課題」に整理する。

- c 責任・義務についても同様に行う。
- g 宗教や伝統文化についても同様に行う。
- h 発展的な内容については、義務教育諸学校教科用図書検定基準第2章2(16)に基づき、発展的な学習内容以外のものと区別して、発展的な学習内容であることが明示されているものを整理する。

<その他>

- * 1 我が国の位置と領土をめぐる問題の扱いについて、北方領土、竹島、尖閣諸島等に関する項目及び記述の概要を調査する。
- * 2 国旗・国歌について取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 3 神話や伝承について取り上げている項目及び資料の概要を調査する。
- * 4 北朝鮮による拉致問題について取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 5 防災や自然災害時における関係機関の役割等について取り上げている項目及び記述の内容を調査する。
- * 6 脱炭素化について取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 7 障害者理解を深める単元・項目・記述の概要を調査する。
- * 8 オリンピック・パラリンピックについて取り上げている項目及び記述の概要を調査する。
- * 9 固定的な性別役割分担意識について考える単元・項目・記述の概要を調査する。

(2) 構成上の工夫（調査結果は「別紙3」）

以下の観点により、箇条書きで記述する。

- ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫
- イ ユニバーサルデザインの視点
- ウ デジタルコンテンツの扱い

「別紙1」【(1) 内容 ア 調査研究の総括表】(中学校 社会 公民的分野)

項目 発行者	a 大項目別のページ数、割合					b 自由・権利について記述している箇所数					c 責任・義務について記述している箇所数					d 法律・条例の名称を取り上げている箇所数				
	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	の 私 たち と 国 際 社 会 の 諸 課 題	計	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	の 私 たち と 国 際 社 会 の 諸 課 題	計	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	の 私 たち と 国 際 社 会 の 諸 課 題	計	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	の 私 たち と 国 際 社 会 の 諸 課 題	計
東 書	31 14.2%	52 23.9%	92 42.2%	43 19.7%	218	5	16	106	15	142	1	7	13	5	26	5	18	58	44	125
教 出	26 11.6%	64 28.6%	90 40.2%	44 19.6%	224	1	19	104	18	142	2	15	13	4	34	2	23	118	32	175
帝 国	28 12.6%	66 29.7%	86 38.7%	42 18.9%	222	2	12	115	7	136	1	12	20	2	35	2	17	65	31	115
日 文	32 14.2%	60 26.7%	90 40.0%	43 19.1%	225	4	18	117	18	157	4	11	19	9	43	2	14	67	20	103
自由社	42 18.8%	44 19.6%	78 34.8%	60 26.8%	224	13	10	95	35	153	2	4	13	5	24	2	34	30	47	113
育鵬社	28 13.6%	54 26.2%	80 38.8%	44 21.4%	206	3	16	112	19	150	3	11	29	5	48	7	25	77	29	138
平均値	31.2 14.2%	56.7 25.8%	86.0 39.1%	46.0 20.9%	220	4.7	15.2	108.2	18.7	146.7	2.2	10.0	17.8	5.0	35.0	3.3	21.8	69.2	33.8	128.2

- a 「大項目別のページ数、割合」については、各社の教科書の目次から各項目のページ数を算出した。
 b 「自由・権利について記述している箇所数」については、大項目別に、自由・権利について記述している用語又は箇所数を数えた。
 c 「責任・義務について記述している箇所数」については、大項目別に、責任・義務について記述している用語又は箇所数を数えた。
 d 「法律・条例の名称を取り上げている箇所数」については、大項目別に、法律・条例の名称について記述している用語又は箇所数を数えた。

「別紙1」 【(1) 内容 ア 調査研究の総括表】 (中学校 社会 公民的分野)

項目 発行者	e 制度や仕組みの名称を取り上げている箇所数					f 現代社会における具体的な事実(事件)や課題を取り上げている箇所数					g 宗教や伝統文化について取り上げている箇所数					h 発展的な内容を取り上げている箇所数
	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計	私 たち と 現 代 社 会	私 たち と 経 済	私 たち と 政 治	私 たち と 国 際 社 会	合 計	
東 書	10	44	77	15	146	18	71	81	53	223	49	2	14	21	86	0
教 出	10	68	88	16	182	18	60	91	37	206	59	2	10	15	86	0
帝 国	10	42	79	18	149	21	63	51	18	153	48	0	8	9	65	0
日 文	7	55	79	19	160	29	36	48	19	132	48	0	6	15	69	0
自由社	10	37	58	19	124	15	14	20	28	77	25	3	27	10	65	0
育鵬社	18	66	99	25	208	26	72	50	25	173	51	0	30	25	106	0
平均値	10.8	52.0	80.0	18.7	161.5	21.2	52.7	56.8	30.0	160.7	46.7	1.2	15.8	15.8	79.5	0.0

e 「制度や仕組みの名称を取り上げている箇所数」については、大項目別に、制度や仕組みの名称について記述している用語又は箇所数を数えた。

f 「現代社会における具体的な事実(事件)や課題を取り上げている箇所数」については、大項目別に、現代社会における具体的な事実(事件)や課題について記述している箇所数を数えた。

g 「宗教や伝統文化について取り上げている箇所数」については、大項目別に、宗教や伝統文化について記述している箇所数を数えた。

h 「発展的な内容を取り上げている箇所数」は、発展的な学習内容であることを、目次等において示してある事例の数を数えた。

「別紙2-1」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 b 自由・権利について記述している内容 東書】(中学校 社会 公民的分野)

		具体的な内容			
と私 社会 現代 たち	女性の権利 自由に歩行	すべての人の権利	全ての人が自由	人権	
私 経済 たち と	消費者主権 消費者の権利 消費者の四つの権利 安全を求める権利	意見を反映させられる権利 株主総会に出席して議決に参加する権利 利潤の一部を配当として受け取る権利 貿易の自由化	未成年者取り消し権 労働者の権利 電気とガスの小売りが自由化 生存権	知らされる権利 選択する権利 健康で安全な生活を送る権利 契約自由の原則	
私 たち と 政治	人権 新しい人権 日本国憲法が保障する権利 表現の自由 信仰の自由 自由権 平等権 社会権 普通選挙権 抵抗権 政治権力 人民主権 基本的人権 国民の権利 天皇主権 臣民ノ権利 国民主権 立法権 行政権 三権 報道の自由 許認可権 公開された裁判を受ける権利 統帥権 国の政治についての権限 女性の人権 違憲立法審査権	司法権 法的・政治的な権限 交戦権 自衛権 集団的自衛権 参政権 個人として尊重されながら成長する権利 子どもの権利 保護される権利 女性の権利 人権保障を確実にするための権利 生きる権利 守られる権利 育つ権利 参加する権利 精神の自由 身体の自由 経済活動の自由 思想・良心の自由 政権 不逮捕特権 被疑者・被告人の権利 地方分権 国権 独裁政権 法令審査権 主権	信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 職業選択の自由 財産権 居住・移転の自由 奴隷的拘束・苦役からの自由 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働基本権 団結権 団体交渉権 団体行動権 選挙権 被選挙権 国民が直接、決定に参加する権利 請願権 請求権 連立政権 免責特権 黙秘権 歳費を受ける権利 統治権 所有権 先住民の権利	裁判を受ける権利 違憲審査権 国家賠償請求権 刑事保障請求権 公務員の選定・罷免権 最高裁判所裁判官の国民審査権 地方自治特別法の住民投票権 憲法改正の国民投票権 外国人参政権 法律でも制限できない権利 環境権 自己決定権 知る権利 プライバシーの権利 日照権 肖像権 知的財産権 平和に生活する権利 尊厳をもってあつかわれる権利 均等な機会を得る権利 国政調査権 弁護人をたのむ権利 国会議員の様々な権利 幸福追求権 直接請求権 権力	
際私 社会 課題 の 諸国	学ぶ権利 主権 貿易の自由化 沿岸国がその利用方法を決定する権利	領有権 尖閣諸島に対する権利 自国の資源を自国の経済の発展や国民生活の向上に使う権利 人権	自由貿易 信教の自由 漁業管轄権 独立した決定をする権利	鉱産資源を開発する権利 拒否権 公海自由の原則	

「別紙2-1」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 b 自由・権利について記述している内容 教出】(中学校 社会 公民的分野)

		具体的な内容			
と私 社会 現代 たち	お互いの権利				
私 たち と 経 済	消費者の権利 労働者の権利 買い手と売り手の権利 労働三権 生存権	消費者の四つの権利 選ぶ権利 団結権 人権尊重 環境権	安全である権利 意見を反映させる権利 団体交渉権 配当という形で受け取る権利 貿易の自由化	知る権利 議決権 団体行動権 株主の権利	
私 たち と 政 治	基本的な人権の尊重 市民の権利 国家権力 嫌煙権 患者の権利 抵抗権 自由権 平等権 人民主権 人権 批判する自由(表現の自由) 不当に逮捕されない自由(身体の自由) 人権思想 自由民権運動 臣民の権利 選挙権 人権問題 弁護人を依頼する権利 議会の解散権 国民主権 地方選挙権 個人として尊重される権利 自衛権 政権 連立政権 国権	統帥権 社会権 司法権 違憲審査権 女性のいろいろな権利 妊婦が国から補助される権利 請求権 参政権 幸福追求権 人権侵害 人権尊重 人権条約 精神活動の自由 身体の自由 経済活動の自由 思想・良心の自由 信教の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 自白だけの証拠では有罪とされない権利 直接請求権 関税が撤廃(完全自由化) 職業を実際に行う自由 肖像権 最高指揮権 法律を制定する権限	奴隷的拘束及び苦役からの自由 法定の手続きによらなければ、逮捕されたり処罰されたりしない権利 居住・移転・職業選択の自由 財産権 黙秘権 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働基本権(労働三権) 公務員の選定・罷免権 被選挙権 最高裁判所裁判官の国民審査権 地方自治法の住民投票権 憲法改正の国民投票権 請願権 国家賠償請求権 主権 法令審査権 国民の権利 学習権 すべての子どもが人間らしく生きるために、必要な権利 自分自身で決める自由と権利 弁護人の助けを得られる権利	裁判を受ける権利 刑事補償請求権 自己決定権 新しい人権 環境権 プライバシーの権利 知る権利 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利 交戦権 集団的自衛権 平和的生存権 少数意見の人の権利 18歳選挙権 不逮捕特権 発言・表決の免責特権 国政調査権 違憲立法審査権 中学生の人権 子どもたちの人権 営業の自由 人権保障 独裁政権 三権	
際私 社会 課題 の 諸 国	主権 領有権 人権侵害 拒否権 子どもたちの権利	自由貿易 関税の自由化 侵略されない権利 公海の自由 言論の自由	漁業や海底資源開発の権利 子どもたちの生きる権利 国連軍を組織し、動かす権限 自由貿易圏	イスラム政権 子どもの権利 自衛権 弱い立場にある人の人権	

「別紙2-1」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 b 自由・権利について記述している内容 帝国】(中学校 社会 公民的分野)

		具体的な内容			
と私 社 現 代 ち	ほかの人の権利	互いの権利			
と私 経 た 済 ち	消費者の四つの権利 安全を求める権利 知らされる権利	労働者の権利 労働基本権(労働三権) 労働組合を結成する権利	選ぶ権利 意見を聞いてもらう権利 受け取る権利	人権侵害 生存権 個人と同じ権利	
私 た ち と 政 治	権力 国家権力 少数派の権利 人権侵害 貴族の権利 臣民の権利 人民が主権 弱い立場の人の権利 理由なく逮捕されない権利 表現の自由 差別されない権利 主権 基本的人権 普遍的な権利 信教の自由 自由権 統治権 統帥権 国権 司法権 国民主権 立法権 交戦権 平和に生きる権利 個人の自由 人権宣言 保障されるべき人権 免責特権 自らの由来(出自)を知る権利	生命・自由に関わる権利 集団的自衛権 個別的自衛権 精神活動の自由 思想・良心の自由 集会・結社・表現の自由 学問の自由 経済活動の自由 居住・移転及び職業選択の自由 財産権 奴隷的拘束および苦役からの自由 生命・身体の自由 刑事被告人の権利 黙秘権 平等権 参政権 社会権 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 団体交渉権 団体行動権 選挙権 被選挙権 公務員の選定・罷免の権利 最高裁判所裁判官の国民審査権 特別法の住民投票権 行政権 十分な説明を受ける権利	憲法改正の国民投票権 国務請求権 請願権 国家賠償請求権 裁判を受ける権利 刑事補償請求権 国家から不当に強制や命令をされない権利 人間らしい生活を保障される権利 人権を守るための権利 国会議員を選挙する権利 知的財産権 商標権 特許権 著作権 意匠権 実用新案権 子供の人権 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利 幸福追求の権利 環境権 日照権 自己決定権 判断をしないように求める権利 奴隷的拘束を受けない権利 人権擁護 国民ならではの権利	拷問されない権利 プライバシーの権利 収集・利用・提供されない権利 目的以外では利用されない権利 適切に管理してもらう権利 公開されない権利 知る権利 忘れられる権利 違憲審査権 国政調査権 財政権 法案拒否権 許認可権 三権 被告人の人権 弁護人を頼む権利 直接請求権 勤労者の団結権 女性の権利 日本国憲法が認める人権 地方参政権 労働三権 新しい人権 新たに生まれる権利 国籍を問わず補償すべき権利 内閣不信任決議を行う権利 不逮捕特権 親権	
際私 社 会 の 諸 国 課 題	主権国家 排除権	人権を尊重する自由な社会 公海自由の原則	主権 領有権	拒否権	

「別紙2-1」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 b 自由・権利について記述している内容 日文】(中学校 社会 公民的分野)

		具体的な内容			
と私 社会 現代 たち	たがいの権利	個人の選択する自由	契約は自由	契約を結ばない自由	
私 たち と 経 済	わたしてもらう権利 返してもらう権利 代金を請求する権利 買うか決める権利 買わない権利	消費者の四つの権利 未成年者契約取消権 持ち株数に応じた議決権 貿易や投資の自由化 自由貿易	職業選択の自由 勤労の権利 生存権 契約自由	議決権 職業を選ぶ自由 消費者主権 労働条件の改善などを交渉できる権利	
私 たち と 政 治	基本的人権 国民主権 政治権力 少数の人たちの権利 主権 人権 天皇主権 司法権 統帥権 信教の自由 施政権 国民の権利 選挙権 王権 表現の自由 知る権利 学問の自由 生命・身体 の自由 奴隷的拘束・苦役からの自由 経済活動の自由 大統領不信任の決議権 歳費を受ける権利 在外邦人国民審査権 迅速な公開裁判を受ける権利 生活保護の申請は国民の権利 統治権 生活を営むかは各自の自由 自由や平等の権利 子どもにも人権 裁判権	人民主権 天賦の権利 参政権 個人の経済的自由 永久の権利 生まれながらの権利 財産権 自由権 社会権 人権侵害をやめるように言える権利 子どもの人権 平等権 精神の自由 思想・良心の自由 被選挙権 請願権 請求権 裁判を受ける権利 忘れられる権利 行政権 著作権 公務員になる権利 政権 国会議員の権利 地方分権 被告人の権利 直接請求権 臣民の権利 争議権	居住・移転と職業選択の自由 自由に生きる権利 集会・結社・表現の自由 再議権 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 労働基本権 労働三権 団結権 団体交渉権 団体行動権 眺望権 プライバシーの権利 新しい人権 幸福追求権 自己情報コントロール権 肖像権 環境権 自己決定権 日照権 知らないでいる権利 不逮捕特権 国政調査権 違憲審査権 黙秘権 内閣の衆議院解散権 言論・出版・集会などの自由 地域の重要なことに投票する権利	人権侵害 刑事補償請求権 公務員の選定・罷免権 国家賠償請求権 執行権 女性の権利 生きる権利 育つ権利 守られる権利 参加する権利 立法権 営業の自由 15歳の権利 国民投票の投票権 携帯電話を持つ自由 子どもを保護・監督する権利 承認権 交戦権 自衛権 被害を受けた個人の権利 集団的自衛権 個別的自衛権 発言・表決の免責特権 議会の解散権 在外邦人選挙権 弁護人に依頼する権利 移民労働者の権利 契約自由 防衛出動等の承認権	
国際 社会 の 諸 課 題	人権 言論の自由 国家主権 主権国家 基本的人権	言論の自由 拒否権 豊かになる権利 労働者の権利 被害者の人権	人権侵害 中央集権 国家権力 主権	領有権 表現の自由 公海自由 鉱山資源を利用する権利	

「別紙2-1」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 b 自由・権利について記述している内容 自由社】(中学校 社会 公民的分野)

		具体的な内容		
と私 社 会 現 代 代 ち	移動の自由 著作権 親権 居所指定権	職業許可権 財産管理権 国民主権 参政権	自由民主主義 他人から干渉されない自由 精神の自由 経済活動の自由	自由権
経 済 と 私 人 と の 関 係	自由財 自由競争 自由な利潤の追求	団結権 団体交渉権 団体行動権(争議権)	国民の自由 自由貿易体制 自由な生産、流通、消費	健康で文化的な最低限度の生活を営む権利
私 人 と の 関 係 と 政 治	奪われることのない権利 政治権力 他人の権利 国家の自由 職業選択の自由 営業の自由 移動の自由 特権 政治活動の自由 基本的人権 立法権 行政権 司法権 権力分立 三権分立 国民主権 人の権利 信教の自由 自由権 私生活の自由 精神の自由 経済活動の自由 報道の自由 自分自身の生き方を決定する権利	統治権 参政権 政治的権力 自由主義化 主権 プライバシーの権利 知る権利 環境権 新しい権利 国政に関する権能 憲法制定権 国民の自由と権利 社会権 知られない権利 侵すことのできない永久の権利 報道しない自由 表現の自由 静かに暮らす権利 自由民権運動 自由主義 身体の自由 思想・良心の自由 集会・結社の自由 学問の自由	職業の自由 居住及び移転の自由 財産保持の自由 旅行の自由 外国旅行の自由 外国移住の自由 日本国籍から離脱する自由 無国籍になる自由 財産権 所有権 知的財産権 債権 営業権 公権力 生存権 教育を受ける権利 勤労の権利 団結権 団体交渉権 団体行動権 労働基本権 労働三権 外国人参政権 選挙権	被選挙権 請願権 行政のもつ許認可権 裁判を受ける権利 損害賠償請求権 刑事補償請求権 請求権 自衛権 交戦権 内閣不信任決議権 衆議院解散権 第4の権力 政権 政権交代 長期政権 連立政権 先議権 国政調査権 自衛隊の最高指揮・監督権 解散権 違憲審査権(違憲立法審査権) 地方分権 地方自治体の権限
私 人 と の 関 係 と 政 治	国家主権 国際法上の権利 内政に干渉されない権利 領土不可侵の権利 自衛権 公海自由の原則 領有権 個別的自衛権 集団的自衛権	貿易の自由化 拒否権 港の経営権 自由化 自由民主主義 言論の自由 世界人権宣言 人権 人権侵害	いかなる国も保有している権利 各民族の自治権 公民権 少数民族の人権 選挙権 被選挙権 指揮権 国家主権侵害 主権	身体の自由 表現の自由 移動の自由 日本国内の基地を使用する権利 幸福追求の権利 自由主義陣営 人権問題 自由民主主義体制

		具体的な内容		
と私 社会 現代 たち	貿易の自由化	社会や国の保護を受ける権利	選挙権	
私 たち と 経 済	決定権 知る権利 所有権 消費者は何をどれだけ消費するか自由	消費者主権 選ぶ権利 株主の権利 自由貿易	4つの消費者の権利 意見を反映させる権利 議決権 契約自由	安全の権利 自由主義経済 企業は何をどれだけ生産するか自由 生存権
私 たち と 政 治	国民主権 請求権 奴隷的拘束及び苦役からの自由 自己決定権 違憲立法審査権 司法権 表現の自由 労働基本権 自衛権 居住・移転と職業選択の自由 集会・結社の自由 選挙権 団体交渉権 国家賠償請求権 裁判を受ける権利 EU市民権 眺望権 人格権 国権 先議権 許認可権 衆議院解散権 人権 犯罪被害者とその家族らの人権 実験 平等に活躍できる権利 労働三権 各国の主権	自由権 プライバシーの権利 交戦権 景観権 立法権 統治権 経済活動の自由 勤労の権利 集団的自衛権 財産権 学問の自由 公務員になる権利 団体行動権 刑事補償請求権 外国人参政権 日照権 黒人の人権 連立政権 国政調査権 議会の解散権 自由競争 中央集権 権利や自由には必ず義務と責任 国家主権 国民の自由や権利 国民の基本的な権利 人権保障 政治活動の自由	社会権 環境権 新しい人権 平等権 統帥権 法律の範囲内で権利と自由 人身(身体)の自由 生存権 個別的自衛権 思想・良心の自由 自由主義国家 地方選挙権 外国人の社会権 被選挙権 国民固有の権利 知的財産権(知的所有権) 政権 特権 大統領不信任の決議権 公開裁判を受ける権利 地方分権 外国が干渉する権利 政治権力 国民の権利 人民主権 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利 人権問題 違憲審査権	参政権 基本的人権 知る権利 教育を受ける権利 行政権 主権 精神の自由 幸福追求権 著作権 信教の自由 団結権 婦人参政権 請願権 地方参政権 情報公開請求権 空中権 言論や報道の自由 公務員の選定罷免権 自由な経済活動 内閣不信任決議権 直接請求権 宗教の自由 国民の権利と自由 国政に関する権能 憲法に保障された権利と自由 等しく教育を受ける権利 人権救済 議会解散権
際私 社会 の 諸 課 題	国際法の下での権利 全面自由化 他国と対等である権利 領有権 拒否権	国家主権 文化の多様性を守る政策をとる権利 公海自由の原則 一国一票の権利 自由貿易	人権 国家の権利 国民の生命と自由 集団的自衛権 主権	貿易自由化 独立の権利 外交使節の特権 個別的自衛権

「別紙2-2」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 c 責任・義務について記述している内容】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の諸課題
東 書	決まりを守る責任や義務	一度契約を結ぶと、たがいにそれを守る義務 企業の社会的責任(CSR) 有限責任 表示が義務付け 資源の節約や、環境への配慮を心がける責任 病気や貧困は自分の責任 40歳以上の人の加入が義務付け	可視化が義務化 人を裁く責任 公共の福祉のために利用する責任 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 兵役の義務 部落差別撤廃は国の責務 自分が暮らす社会を支えるための義務 環境アセスメントも義務付け 個人情報 を 厳重に管理することを義務付け 人権の保障を義務付け 国会に対して連帯して責任	安理の決定に従う義務 排出量の削減を義務付け 目標の達成に責任 常に携帯することが義務付け 宗教的な義務
教 出	権利を守るために生じる責任と義務 責任や義務を明記することも重要	契約を守る責任 自立した消費者としての責任 無限責任 有限責任 労働者の権利と責任 買い手と売り手の権利と責任 社会の義務 企業や政府の責任 企業の社会的責任 会社の借金などを返す義務 住民の意見を聞くことが義務づけ 返す義務 損害賠償責任 契約に対して責任 契約の申込期間の表示義務	普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 セクシャルハラスメント防止を義務づけ 国の責任 国民の健康を守るという重い責任 住民が自らの意志と責任 責任と義務 政治資金に関する情報は公開が義務 国民の義務 国の責務 国民の三大義務 日本と共同して対処する義務	先進国の温室効果ガスの削減義務 途上国に削減義務 具体的な目標の設定や義務づけ 核を保有する国の責任

「別紙2-2」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 c 責任・義務について記述している内容】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の諸課題
帝国	責任や義務	お互いその契約を守り、実行する責任 生じる義務 支払う義務 仕事上の責任 社会的責任 (CSR) 投資家に対しても責任 投資家に正しく報告する義務 国際社会への責任 有限責任 個人と同じ権利や義務 働きやすい職場環境の整備などの社会的責任 一定の割合以上雇用することが義務づけ	国民の義務 国会に責任 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 国や地方公共団体の責務 支える義務 利用する国民の責任 権力の乱用を防ぐ最終的な責任 憲法を尊重し擁護する義務 行政全体に責任 事故が起きた場合の責任 条例を守るなどの責任 国会に連帯して責任 内閣の政治責任 取調べの可視化が義務化 みずからの意志と責任 行政活動を支えるなどの義務 大きな責任 義務教育	削減義務 つくる責任 つかう責任
日文	守っていく責任 事故の責任 自動車製造会社が責任 たがいの権利や義務	65歳まで雇用することを企業に義務づけ 法律で加入が義務づけ 代金を支払う義務 消費者の社会的責任 損害賠償の責任 企業の社会的責任 職業選択の自由と責任 個人の責任 商品を引きわたす義務 自治体などの責務 責任は負わない	国の責務 子どもを保護・監督する権利と義務 義務教育 説明責任 国民の義務 人権を守るという責任 普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 憲法を尊重し擁護する義務 天皇に対して責任 国や地方公共団体の責任 生活に必要な援助をする責任 損害賠償責任 人権侵害の責任 利用する責任 使い道の報告を義務づけ 刑事上の責任 家庭生活も含むあらゆる分野で責任	世界の平和と安全の維持に責任 人間の安全保障を確立するための責任 地球環境問題に対して大きな責任 目標を達成する義務 温暖化の責任 中国やインドなどが義務を負っておらず 提出を義務づけた 排出量の削減を義務づけ 提出・更新する義務

「別紙2-2」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 c 責任・義務について記述している内容】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	私たちと現代社会	私たちと経済	私たちと政治	私たちと国際社会の諸課題
自由社	決まりを守る責任 親の義務	企業の社会的責任 (CSR) 義務教育 国民年金は加入が義務づけ 承認を得ることが義務づけ	普通教育を受けさせる義務 勤労の義務 納税の義務 国民の義務 義務教育 個人情報への厳正な管理義務 参政権は、権利であるとともに義務 国防の義務 投票を、権利ではなく義務 裁判官の守秘義務 職務上の義務 国家の対外関係に責任 地方自治体の権限と責任	職務に対する使命感や責任感 難民保護は条約批准国の責務 CO2の削減義務 削減目標を作成する義務 目標達成義務
育鵬社	結果について責任と義務 社会的な役割と責任 家庭内の立場と責任	社会的責任 (CSR) 納税義務 企業が果たす役割と責任 契約を守る義務 法的義務 返済義務 有限責任 公正の義務 分配のあり方を選択・判断する責任 40歳以上の人が加入を義務 企業と住民と行政が話し合いながら進めることが、義務	国民に兵役の義務 権利や自由には必ず義務と責任 教育を受けさせる義務 公共の福祉のためにこれを利用する責任 国民の義務 勤労の義務 納税の義務 憲法を尊重し擁護する義務 国の責務 勤労の権利と義務 情報公開が義務 裁判員になることは法律上、義務 守秘義務 住民にじゅうぶん説明するよう義務 国際機関を通じた管理が義務付け 職務上の義務 行政全体の仕事についての責任 国会に対して連対して責任 国民全体の利益のために働くことを義務 憲法を尊重し、擁護する義務 独立して職務を行うことを義務 重要な義務 保護者に義務 義務教育	主権、国際法の下での権利と義務 先進国に排出削減の義務 全ての国に目標の設定、報告、見直しを義務付け 世界遺産に登録して、それぞれの国に保護を義務 安全保障理事会の決議に従う義務 義務と責任 国防の義務 防衛は市民の神聖な義務 兵役義務 服務に従事する義務

「別紙2-3」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 g 宗教や伝統文化について取り上げている内容】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	私たちと現代社会	経済	政治	国際
東 書	天吹、富士山信仰、富嶽三十六景、富士山本宮浅間大社、祈りの三角ゾーン、招き猫、盆踊り、初詣、節分、ひな祭り、彼岸会、花祭り(灌仏会)、端午の節句、七夕、お盆(盂蘭盆会)、七五三、大掃除(すずはらい)、おかげさま、おたがいさま、おもてなし、能、歌舞伎、神社、絵馬、花見、雑煮、琉球文化、アイヌ文化、エイサー、紅型、サロルンリムセ鶴の踊り、アットウシ、津軽三味線、サムルノリ、和太鼓、祈禱室、ムスリム、ハロウィン、和食、男鹿のナマハゲ、甯島のトシドン、能登のアマメハギ、宮古島のパートウ、遊佐の小正月行事、米川の水かぶり、見島のカセドリ、吉浜のスネカ、悪石島のボゼ、薩摩硫黄島のメンドン	日本の包丁、輪島塗	灯籠、ししゃも祭り、ムスリム、ヒンドゥー教徒、アイヌ民族、アイヌ語、アイヌ文化、アイヌ民族音楽会、アイヌ語弁論大会(イタンカロー)、国立アイヌ民族博物館、アポリジニ、熊本城の復興、獅子舞、神迎宿での祭り	世界遺産条約、サン・ピエトロ大聖堂、イスファハーンのイマームモスク、法隆寺、仏教、キリスト教、イスラーム、ヒンドゥー教、ユダヤ教、ムスリム、政教分離、破壊される前後のパーミアンの石仏、スカーフ着用、イスラム政権、レストランのハラル認証、伝統的工芸品、シオニズム、琉球文化、組踊、三つの宗教の聖地エルサレム、パレスチナ問題
教 出	キリスト教、仏教、イスラム教、自然崇拝(アニミズム)、祖先信仰、神道、年中行事、正月、初詣、節分、豆まき、立春、バレンタインデー、桃の節句、ひな祭り、春分、お彼岸、花見、花祭り、ブツダの誕生を祝う日、端午の節句、しょうぶ湯、立夏、夏至、七夕、立秋、お盆、菊の節句、十五夜、月見、秋分、秋祭り、ハロウィーン、立冬、七五三、冬至、ゆず湯、クリスマス、キリストの誕生を祝う日、大晦日、さんさ踊り唄、アイヌの古式舞踊、阿波踊り、エイサー、子ども歌舞伎、棚田、能、歌舞伎、茶道、華道、柔道、剣道、相撲、世界遺産、無形文化遺産、白川郷・五箇山の合掌造り集落、弁天島花火大会、法隆寺、五重塔	雪ざらしによる織物づくり、東京証券取引所で年始に行われる催事	アイヌ文化、アイヌ民族、ウボボイ、世界遺産、大浦天主堂、キリシタン、政教分離、ギリシャ神話、しまくとぅばの日、島言葉	折り紙、世界無形文化遺産風流踊、岩崎鬼剣舞、キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教、仏教、パーミアンの石仏、聖地エルサレムとエルサレムの旧市街地、ユダヤ教、嘆きの壁、岩のドーム、聖墳墓協会、アルアクサ寺院、イスラム教徒のスカーフ
帝 国	祐徳稲荷神社、神、仏、ハラルフード、イスラム教、墓参り、お守り・おふだ、祈願、おみくじ・占い、お祈り、礼拝・布教、聖書・経典、狂言師、初詣、ひな祭り、春祭り、春の彼岸、灌仏会、端午の節句、田植え祭り、衣替え、七夕、盂蘭盆・中元、盆踊り、菊の節句、中秋の名月、秋の彼岸、秋祭り、七五三、除夜、正月、年賀、七草、節分、昔話、童話、琉球文化、アイヌ文化、能、狂言、歌舞伎、茶道、華道、和服、和食、大鹿歌舞伎、エイサー、無形文化遺産		イスラム教、世界文化遺産、アイヌ語、アイヌ文化、国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園、民族共生象徴空間(ウボボイ)、アイヌ民族の伝統的な踊り	アイヌ民族、キリスト教、イスラム教、仏教、ヒンドゥー教、ユダヤ教、岩のドーム、嘆きの壁、聖墳墓教会

「別紙2-3」【(1) イ 調査項目の具体的な内容 g 宗教や伝統文化について取り上げている内容】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	私たちと現代社会	経済	政治	国際
日 文	イスラム教、ハラル、初詣、神道、神社、春節、田植祭り、秋祭り、だんじり、首里城、大寒、立春、春分、立夏、夏至、大暑、立秋、秋分、立冬、冬至、節分、ひな祭り、彼岸、花祭り(灌仏会)、端午の節句、更衣、七夕、お盆、お月見、七五三、大みそか、お正月、和食(日本料理)、日本家屋、神社・庭園、能・歌舞伎、和太鼓、お花見、平仮名、片仮名、国風文化、熊野筆、南部鉄器、尾張津島天王祭、茶道、柔道、世界文化遺産、無形文化遺産		アイヌ民族、アイヌ語、イタカン ロー、アイヌ文化、ハロウィーン、でんでんこ	キリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教、ユダヤ教、キリスト教保守派、イスラム教の女性のスカーフ、聖書、クルアーン(コーラン)、イスラムの芸術「夜の旅」、岩のドーム(イスラム教)、嘆きの壁(ユダヤ教)、聖地エルサレム、マザー=テレサ、玉丸城太鼓、アイヌ
自由社	日本食、武道、日本料理、茶道、神道、仏教、儒教、キリスト教、かやぶき屋根、能、初詣、明治神宮、華道、お正月、釈迦、伊勢神宮、イスラム教、法隆寺、稲作文化、自然崇拜、イエス・キリスト、ムハンマド、祭り、盆踊り、伝統行事	遺跡、寺院、文化財・文化遺産の保護・整備	ローマ教皇、神々、宮中祭祀、四方拝、石灰壇、大嘗祭悠紀殿供撰の儀、元始祭、昭和天皇祭、祈年祭、天長祭(天長節)、春季皇霊祭・春季神殿祭、神武天皇祭、大祓、秋季皇霊祭・秋季神殿祭、神嘗祭、新嘗祭、宮中三殿、御座所、御製、キング牧師、元号、万葉集、五経、書経、易経、西暦、イスラム歴	和服、ダライラマ14世、チベット仏教、イスラム教、キリスト教、仏教、儒教、ヒンズー教、自然崇拜、八尾万の神々の精神
育鵬社	なまはげ、サグラダ・ファミリア、三保の松原と富士山、世界文化遺産、万葉集、神楽、お囃子、氏神様、ひな祭り、七夕(仙台七夕祭り)、秋祭り(唐津くんち)、大掃除(すすはらい)、琉球文化、エイサー、お盆、アイヌの古式舞踊、仏教、儒教、ひらがな、カタカナ、神道、彼岸、節分、七五三、神棚、仏壇、演劇、能、歌舞伎、演劇、相撲、柔道、武道、茶道、書道、神社仏閣、宮大工、すし職人、金剛組、伝統工芸『京コマ』、和食、郷土料理、京都伏見稲荷大社、おもてなし、仏師、ドローン仏、神輿、ジンギスカン、ずんだ餅、ます寿司、明石焼		天皇陛下の即位礼正殿の儀、政教分離の原則、原爆ドーム、神社仏閣、教会、宗教教育、祭政一致、古事記、天照大神、高天原、菩薩修行、アイヌ文化、アイヌ語、ユーカラ、アイヌ神謡集、チベット仏教、政教一致、ダライ・ラマ14世、イスラム教徒、エホバの証人、山中漆器、主計町の茶屋街、五穀豊穡・無病息災、「棕浦の法楽おどり」、「大洗あんこう祭」、土師祭、神輿、神社、鷲宮神社、浜松城	沐浴(ガンジス川)サン・ピエトロ大聖堂、マホーボディ寺院、イマームモスク、ハラル認証、世界遺産、法隆寺、姫路城、キリスト教、カトリック、プロテスタント、正教会、仏教、大乘仏教、上座部仏教、チベット仏教(ラマ教)、イスラム教、ヒンドゥー教、ユダヤ教、神道、パーミヤンの石仏、太極拳、江上天主堂、大浦天主堂、キリシタン

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
東 書	<p>【本文】P186 ・日本固有の領土をめぐって、現在でも周辺諸国との間で問題をかかえている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれに当たります。</p> <p>【コラム】P187 ・歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、太平洋戦争が終わるまでは、約1万7000人日本人が生活していました。太平洋戦争中の1945(昭和20)年、8月8日、ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)は、日ソ中立条約に違反して日本に宣戦し、満州や朝鮮に侵攻しました。さらに、日本が降伏した後の8月18日からソ連は千島列島にも進出し、9月初旬には北方領土も全て占領しました。これ以降、北方領土は、ソ連やそれを引き継いだロシアが、不法に占拠した状態が続いています。北方四島に住む日本人は、約半数が脱出しましたが、ソ連は残った人々を1948年までに強制的に北方領土から追い出し、樺太(サハリン)に抑留した後、函館に送還しました。サンフランシスコ平和条約で、日本は、日露戦争で獲得した北緯50度以南の樺太と、得撫島から北の千島列島を放棄しましたが、北方領土は放棄した千島列島にはふくまれません。1956年の日ソ共同宣言では、平和条約が結ばれた後に、歯舞群島と色丹島を日本に返還することには合意しましたが、国後島と択捉島の返還には合意できず、平和条約が結ばれませんでした。1993(平成5)年の東京宣言では、日本とロシアが北方領土問題を解決し、平和条約を結ぶための交渉を続けることに合意し、現在も、ロシアとの間で北方領土の返還交渉をねばり強く続けています。</p> <p>【写真】P187 ・北海道の根室半島上空から見た歯舞群島 ・日本は、日露親条約を結んだ2月7日を、1981年に「北方領土の日」に決めました。</p> <p>【写真】P187 ・樺太の真岡から函館への引きあげ</p> <p>【地図】P187 ・北方四島の位置</p>	<p>【本文】P186 ・日本固有の領土をめぐって、現在でも周辺諸国との間で問題をかかえている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれに当たります。</p> <p>【コラム】P186 ・第二次世界大戦後に日本を占領した連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、日本の領域について、日本の政治上の権限を停止する地域と、漁業や捕鯨を行ってはならない地域を指令し、この地域には竹島がふくまれました。一方、1951(昭和26)年に、日本がアメリカなど48か国との間で署名し、翌1952年に発行したサンフランシスコ平和条約には、日本が放棄する領土の中に「済州島、巨文島および鬱陵島をふくむ朝鮮」と示され、ここには竹島はふくまれていません。ところが、平和条約が発効する直前の1952年1月、韓国の李承晩大統領は国際法に反して、公海上に一方的に漁業管轄権の範囲を示す線を設定し、日本の漁船の立ち入りを禁止しました。竹島はこの線の韓国側に取りこまれ、これ以降、韓国は竹島を不法に占拠して警備隊を常駐させ、さまざまな活動を行う状況が、現在も続いています。日本政府は、韓国に抗議を続ける一方で、1954年、1962年、2012(平成24)年の3回にわたって竹島問題を国際司法裁判所の判断に委ね、平和的に解決するという提案を行ってききましたが、韓国はこれを拒否し続けています。</p> <p>【写真】P186 ・竹島 ・島根県は、竹島が県に編入された2月22日</p> <p>【図】P186 ・李承晩ラインについて報じる島根県の新聞</p> <p>【地図】P186 ・李承晩ライン ライン内で日本の漁船がとらえられる事件も相次ぎました。</p>	<p>【本文】P186 ・日本固有の領土をめぐって、現在でも周辺諸国との間で問題をかかえている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれに当たります。</p> <p>【コラム】P187 ・尖閣諸島は、日本の領土を確定させたサンフランシスコ平和条約でも日本の領土として扱われ、この条約で日本が放棄した領土にはふくまれていませんでした。こうして尖閣諸島は、日本の南西諸島の一部としてアメリカの統治下に置かれ、アメリカとの間で結ばれた沖縄返還協定で、1972年に日本に返還された地域にも尖閣諸島がふくまれました。一方、日本や台湾、韓国の専門家が国連アジア極東経済委員会と協力して行った調査の結果、1969年に、この地域の大陸棚に石油が埋蔵されている可能性が報告されました。この報告の後、中国と台湾は尖閣諸島に対する権利を主張し始め、1971年になって、初めて公式に領有権を主張しました。しかし、歴史的にも日本は尖閣諸島を実効的に支配し、日本固有の領土であることは国際的にも広く認められており、領有権をめぐるのは存在していません。中国は1992年、領海などに関する法律を制定して尖閣諸島の領有権を法律に明記し、2008年以降は尖閣諸島周辺の海に船を派遣して、日本の領海に侵入する例が多数起こっています。日本はこうした中国の行為に抗議するとともに、領海や領空の警備を強化しています。また同時に、東シナ海全体が平和で安全な海域になるように、外交的な努力も続けています。</p> <p>【写真】P187 ・尖閣諸島の島々</p> <p>【地図】P187 ・沖縄返還協定でアメリカから日本に返還された範囲</p> <p>【写真】P187 ・中国の船と並走する海上保安庁の巡視船 ・奥に見えるのは魚釣島。</p>	<p>【地図】P184 ・領域と排他的経済水域 排他的経済水域では、どの国の船も自由に航行でき、上空を飛行機が自由に飛行できます。</p> <p>【本文】P184 ・主権国家の領域は、その主権がおよぶ範囲です。領域は、領土、領海、領空で構成されます。また、領海の外には、排他的経済水域と大陸棚があり、沿岸国がその利用の方法を決定する権利を持っています。資源の豊富な海についての国どうしの争いが平和的に解決され、海が平和に利用されることが必要です。</p> <p>【地図】P185 ・日本の領域と排他的経済水域</p> <p>【地図】P186 ・日本の領域と排他的経済水域</p> <p>【写真】P185 ・沖ノ鳥島と、護岸が造られた北小島</p>

「別紙2-4」【 我が国の位置と領土の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
教 出	<p>【写真】P198 ・北方領土の日の住民大会</p> <p>【写真】P198 ・北方領土返還を求める看板</p> <p>【地図】P198 ・北方領土 ・日本とロシアは、北方領土をめぐる正式な交渉を行っていきま ず。1956年の日ソ共同宣言において、ソ連は日本が返還を求める四島 のうち、歯舞群島と色丹島を日ソ平和条約の締結後に、日本に引き渡 すことに同意しています。</p> <p>【本文】P198 ・北海道の東にある歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土 や、日本海に位置する竹島(島根県)は、歴史的にも国際法のうえでも 日本固有の領土であるというのが、日本政府の立場です。しかし、現 在これらの島々は不法に占拠されています。</p> <p>【本文】P199 ・北方領土は、第二次世界大戦の終結後にソ連に占領され、現在はロ シアに引き継がれています。日本は北方領土の返還をロシアに求め続 けていますが、いまだに実現していません。ロシア政府も領土問題の 存在を認めていて、両国の政府は交渉を続けてきています。</p> <p>【コラム】P201 ・ロシアとの外交関係 ・日本政府は、ロシアとの北方領土の返還交渉を長期にわたって続け てきました。いまだに実現していない、平和条約の締結も目指してい ます。日本としては、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の一括返還 を求めてきましたが、ロシア側の反応は厳しく、進展する見通しが立 ちにくい状況が続いています。さらに、ロシアによるウクライナへの 軍事行動後、交渉は途絶えています。日本は返還を要求するだけでな く、ロシアとの経済協力やエネルギー・資源開発についての協力など も行ってきました。また、領土問題解決に向けた環境整備の一環とし て、住民が互いに訪問し合って開く、文化交流会や意見交換会などの 交流事業も行われてきました。</p>	<p>【本文】P198 ・北海道の東にある歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土 や、日本海に位置する竹島(島根県)は、歴史的にも国際法のうえでも 日本固有の領土であるというのが、日本政府の立場です。しかし、現 在これらの島々は不法に占拠されています。</p> <p>【本文】P199 ・竹島については、1952年以来韓国が領有権を主張し、占拠を続けて います。日本は韓国に抗議し、国際司法裁判所での話し合いによる解 決を提案していますが、韓国政府は領土問題の存在を否定し、未解決 のままとなっています。</p> <p>【写真】P199 ・竹島 ・日本海に位置する女島(東島)、男島(西島)などからなる群島で す。江戸時代の初めから島の周辺で日本人が漁業を行っていて、1905 年の閣議決定で島根県に編入しました。1952年に、韓国が自国の権益 の範囲として設定した「李承晩ライン」の内側に竹島を位置づけ、 1954年からは警備隊を常駐させて、不法に占拠を続けています。</p>	<p>【本文】P199 ・尖閣諸島(沖縄県)については、1895年以来日本の領土であり、領有 権の問題は存在しないというのが日本政府の立場です。しかし、中国 が領有権を主張していて、中国による領海侵犯が起きています。</p> <p>【コラム】P199 ・尖閣諸島 南西諸島西端に位置する魚釣島、北小島、南小島などからなる島々 は、1895年の閣議決定で沖縄県に編入されました。第二次世界大戦後 にアメリカの施政下に置かれた時期を除き、日本が領有し、有効に支 配を続けてきました。しかし、東シナ海に石油資源がある可能性が指 摘されると、1970年代から中国が自国の領土であると主張し始め、近 年、周辺の日本領海に中国船が侵入する事態が生じています。</p> <p>【コラム】P201 ・中国との外交関係 ・中国は日本との国交正常化を果たした1970年代から、日本固有の領 土である尖閣諸島の領有権を主張しています。2008年からは中国船に よる日本の領海への侵入が始まり、その件数は2010年代に増加しまし た。繰り返される侵入に対して、日本政府は海上保安庁による警戒や 取り締まりを強めるとともに、中国政府への抗議を伝え続けていま す。また、日本は1979年から中国に対する政府開発援助(ODA)を続 け、さまざまな分野で資金提供や技術協力を行ってきました。しか し、中国が世界有数の経済大国へ成長したことを受けて、日本は2018 年、中国へのODAを終了することを伝えました。これまでの日本の援 助が、中国の経済発展や人々の生活向上に良い影響をもたらしたよう に、これからも互いを高め合う関係を構築していくことが大切です。</p> <p>【写真】P201 ・尖閣諸島周辺の海を警備する、海上保安庁の巡視船</p>	<p>【地図】P198 ・領土・領海・領空の区分 ・他国の領海で平和や秩序、安全を害する通 航を行うことや、領空に許可なく飛行機で立 ち入ることは、領海侵犯あるいは領空侵犯と なります。</p> <p>【地図】P199 ・日本の国土とその周辺 ・排他的経済水域の範囲の一部は、関係国と 交渉中です。</p>

「別紙2-4」【 我が国の位置と領土の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
帝 国	<p>【本文】P186</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道の東にある北方領土とよばれる歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島は日本固有の領土です。しかし、1945年に日ソ中立条約を破って侵攻してきたソ連に占領されました。日本人の住民は立ち退きを余儀なくされ、今に至るまでソ連、続いてロシアが不法に占拠を続けています。周辺海域で操業する日本の漁船がだ捕されるなど、多くの問題が生じています。日本はロシアと北方領土問題を解決して、両国が平和条約を締結することに向けて外交交渉を続けてきました。しかし、2022年のロシアによるウクライナ侵攻を受けて、日本はロシアに対して厳しい経済制裁を行い、ロシアは日本との交渉を中断すると表明しました。 <p>【脚注】P186</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本政府は、1951年のサンフランシスコ平和条約によって日本が放棄した千島列島に、北方領土は含まれていないという立場をとっています。 1956年の日ソ共同宣言では、平和条約締結後に歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことで合意しましたが、国後島と択捉島については意見が食い違いました。 <p>【地図】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 北方領土の歩み 日本とロシアは、1855年に日露通好条約によって、得撫島と択捉島の間に国境を定めました。 	<p>【本文】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県隠岐の島町に属する竹島も、日本固有の領土です。しかし韓国が、1952年に一方的に公海上に境界線（「李承晩ライン」）を引き、54年からは竹島に海洋警察隊を駐留させ、今日まで不法に占拠を続けています。日本は韓国に対して繰り返し抗議を行っています。また日本はこの問題の平和的な解決を図るため、国際司法裁判所に委ねようと韓国に複数回提案しましたが、いずれも韓国が拒否したため、国際司法裁判所への付託は実現していません。 <p>【地図】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 竹島の位置 <p>【脚注】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 1905年に明治政府は、竹島を島根県に編入し、領有の意思を公式に示しました。サンフランシスコ平和条約の草案作成過程で、韓国による竹島への領有権の主張は退けられました。 	<p>【写真】P186</p> <ul style="list-style-type: none"> 尖閣諸島沖を航行する海上保安庁の船と中国尖閣諸島沖の日本の領海には、領有を主張する中国の船がたびたび侵入しています。 <p>【本文】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖縄県石垣市に属する尖閣諸島も日本固有の領土です。1951年のサンフランシスコ平和条約により、日本の領土と扱われたうえでアメリカの施政下におかれましたが、71年調印の沖縄返還協定で返還されず。他方、周辺の海底に石油などの資源がある可能性が指摘された1970年代以降、中国が領有権を主張しています。しかし国際法上は尖閣諸島が日本の領土であることは明らかで、日本政府による管理も及んでいるため、他国との間で解決すべき領有権の問題はありません。中国は近年、尖閣諸島周辺の海に船を派遣して日本の領海に侵入しており、日本は抗議を行うとともに領海や領空の監視を強めています。 <p>【脚注】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 尖閣諸島は、日本政府がたびたび現地調査を行い、どこの国の領土でもない慎重に確認したうえで、1895年に日本の領土に編入されました。 	<p>【解説】P184</p> <ul style="list-style-type: none"> 領土・領海・領空 <p>【地図】P187</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の排他的経済水域

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
日 文	<p>【本文】P194 ・北海道根室沖の歯舞群島・色丹島・国後島・択捉島は北方領土とよばれ、歴史的に日本固有の領土です。しかし、1945年にソ連に占領され、ソ連解体後もロシアが不法に占拠しています。現在、日本は北方領土の返還をロシアに強く要求していますが、いまだに実現していません。</p> <p>【地図】P195 ・北方領土周辺</p> <p>【本文】P195 ・北方領土や竹島へは渡航ができず、周辺で水産資源や鉱産資源が豊富ですが、漁業や海洋資源開発を行うことが制限されています。また過去には船舶の拿捕、船員の抑留がなされるなどの問題が発生し、日本人の死傷者が出たこともあります。日本政府は、日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であるとして、これらの未解決の問題について、平和的な手段による解決に向けて取り組んでいます。</p> <p>【コラム】P196 ・日本の領土をめぐる問題の解決に向けて ・日本の松前藩は、17世紀にはじょじょに北方領土の統治を進めていました。1855年にロシアとの間に結ばれた通好条約では、択捉島とウルップ島の間の国境を確認しました。第二次世界大戦の終盤、1945年8月9日、ソ連は日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後に、北方領土を占領しました。1956年、日ソ共同宣言が署名され、両国間の国交が回復しました。しかし、日本政府は、北方領土の帰属問題を解決してから、ソ連との間で平和条約を締結するという立場をとってきました。1991年にソ連の体制が崩壊すると、日本とロシアの間で領土問題の解決に向けた新しい動きがみえました。93年にはエリツィン大統領が訪日し、日本とロシアは交渉を進めるために東京宣言を署名しました。しかし、近年になってロシアは北方領土への社会資本整備への投資を進めています。2010年には、ロシアの大統領が初めて国後島を訪問しました。このような動きに対して、日本政府は抗議をしました。両国の立場のちがいはありますが、日本政府は北方領土の返還にむけてはたらきかけを続けています。</p> <p>【写真】P196 ・元島民らによる洋上慰霊(2021年)</p>	<p>【写真】P195 ・竹島</p> <p>【本文】P194、P195 ・竹島は、1905年に閣議決定で島根県に編入された日本固有の領土です。サンフランシスコ平和条約でも北方領土と竹島は日本が放棄した島々には含まれていません。しかし、1952以降、韓国が竹島を取りこみ、今も不法に占拠しており、日本政府は韓国に対して何度も厳重に抗議しています。北方領土や竹島へは渡航ができず、周辺で水産資源や鉱産資源が豊富ですが、漁業や海洋資源開発を行うことが制限されています。また過去には船舶の拿捕、船員の抑留がなされるなどの問題が発生し、日本人の死傷者が出たこともあります。日本政府は、日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であるとして、これらの未解決の問題について、平和的な手段による解決に向けて取り組んでいます。竹島については、日本政府は国際司法裁判所で解決することを提案していますが、韓国側はこれに応じていません。</p> <p>【コラム】P196 ・日本の領土をめぐる問題の解決に向けて ・日本は17世紀半ばには竹島の領有を始め、島根県のあしかの捕獲業者からの要請を受け、1905年には島根県に編入しました。他方、韓国政府は、朝鮮の古い文献に書かれた島が、竹島(韓国名は独島)であるとし、1900年に韓国が管轄する地域に含めたと主張しています。 ・第二次世界大戦をへて、1951年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本からの韓国の独立が承認されました。条約の起草過程で、韓国は、日本が放棄する地域に竹島を加えるようにアメリカに要請しましたが、平和条約では、日本が放棄すべき地域から竹島は除外されました。1952年1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」によって、竹島を含む地域を漁業管轄地域として取りこみました。その後は韓国が竹島を不法に選挙し続けており、日本の漁船が捕まったり、海上保安庁の巡視船が銃撃されたりするなどの問題も発生しています。 ・日本政府は、竹島問題の平和的な解決のため、これまで数度にわたって国際司法裁判所への付託を提案しましたが、韓国は受け入れません。</p> <p>【写真】P196 ・「竹島の日」式典</p>	<p>【写真】尖閣諸島P195</p> <p>【本文】P195 ・尖閣諸島は、1895年に閣議決定で沖縄県に編入された日本固有の領土です。第二次世界大戦後、日本の領土としてあつかわれたうえで、沖縄の一部としてアメリカの統治下におかれましたが、沖縄返還協定によって1972年に日本の領土にもどりしました。周辺海域に石油資源などが埋蔵されている可能性が指摘され、1970年代になって、中国が領有権を主張するようになりました。尖閣諸島については、これまで日本が有効に支配しており、国際法上も正当であり、解決すべき領土問題は存在しません。</p> <p>【コラム】P196 ・日本の領土をめぐる問題の解決に向けて ・日本政府は、尖閣諸島が無人島でどの国の支配下でもないという調査結果をもとに、1895年、閣議決定により、尖閣諸島を沖縄県に編入しました。以後、多くの日本人が尖閣諸島に住み、漁業や羽毛の採集、燈籠の製造などに従事しました。サンフランシスコ平和条約では、日本の南西諸島の一部として米国の施政下におかれました。1971年に、米国による沖縄返還についての合意がなされると、尖閣諸島も返還されることになりました。ところが、尖閣諸島の周辺地域に石油や天然ガスが埋蔵する可能性が高いことがわかると、中国が日本による尖閣諸島の領有に異議をとなえました。中国は、明や清の時代から文献に島の名前が記載されていると主張しています。近年の中国の経済成長と軍事力を背景に、中国は尖閣諸島周辺海域に進出を進めています。2010年には、尖閣諸島周辺の日本の領海で、中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突する事件が起きました。2012年には、日本政府が尖閣諸島を個人から買い取り国有化したことに対して、中国国内では反対運動が発生しました。近年は、中国政府の船による領海への侵入が起き、日本は抗議を行うとともに、領海や領空の警備を強化しています。</p> <p>【写真】P197 尖閣諸島付近で海上保安庁の巡視船にはさまれた中国政府の船</p>	<p>【地図】P194 ・日本の排他的経済水域</p> <p>【写真】P94 ・西之島</p>

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
自 由 社	<p>【本文】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国には、北方領土問題、竹島問題の2つの重大な領土問題があります。北方領土と竹島は、歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土ですが、ロシアと韓国が不法にそれらを占拠しています。 <p>【コラム】P170</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国は北方領土問題と竹島問題という二つの重大な領土問題を抱えている。 ・北方領土 ロシアが占領中 ・旧ソ連による侵略 ・歯舞群島・色丹・国後・択捉、4島からなる北方領土は、これまで一度も外国の領土になったことのないわが国固有の領土である。例えばアメリカ政府も日本の立場を一貫して支持している。しかし、第二次世界大戦末期、旧ソ連軍は日ソ中立条約を破って、1945（昭和20）年9月9日に滿洲、次いで8月11日に南樺太に侵入した。そして8月18日に、千島列島の北端、占守島に侵入。この地域を占領していた日本軍との激戦を、9月5日まで北方四島を占領した。それ以降、ロシアになった現在まで不法占拠を続けている。当時、四島には約1万7千人の日本人が住んでいたが、1949年までに全員が強制退去させられた。また、しばしば領海を侵したとして日本漁船が銃撃、拿捕、抑留されている。2006年には、銃撃を受けた漁船の乗組員1人が死亡している。 ・返還要求の努力 <p>北方四島の総面積は千葉県とほぼ同じで、近海は世界有数の豊富な漁業資源に恵まれている。これをとりもどすことは旧島民をはじめ日本国民全体の悲願である。そこで、1955年6月から、日本は旧ソ連との間で平和条約交渉を行う中で、北方領土問題に関する交渉を行った。翌年10月には日ソ共同宣言に署名し、両国は戦争状態を終了させ、外交関係を回復させた。と同時に、平和条約締結交渉の継続、条約締結後に歯舞群島と色丹島を日本に引き渡すことに同意した。現在、日本政府は、四島全体に対する日本の主権が確認されれば、実際の返還時期や艦艇については柔軟に対応するという方針である。しかし、ロシアは、交渉には応じているが、「第二次世界大戦の結果としてに基づいてロシアへと移った」とし、かたくなな態度を続けており、進展はみられていない。この一方で、四島に住むロシア人との交流事業、人道支援事業が行われてきたが、現在中断している。</p> <p>【地図】P170</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1855年の日露通商条約で決められた国境 <p>【資料】P171</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北方領土問題の主な歴史 	<p>【本文】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国には、北方領土問題、竹島問題の2つの重大な領土問題があります。北方領土と竹島は、歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土ですが、ロシアと韓国が不法にそれらを占拠しています。 <p>【コラム】P170、171</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国は北方領土問題と竹島問題という二つの重大な領土問題を抱えている。 ・竹島 韓国が占領中 ・江戸時代からわが国が領有 ・高根原隠岐の高町に属する竹島は、女島（東島）と男島（西島）とその周辺の数十の小島からなる群島であり、北方領土と同じく、わが国固有の領土である。各島は、断崖絶壁の火山島で、人が住むことはできないが、その周辺は海流の影響で豊富な漁場となっている。17世紀前半には、島取渡の町人が幕府の許可を得てアワシ漁やアサギ漁などを確立した。わが国は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀前半には、竹島の領有権を確立した。近代になると、1900年代初めに本格的に行われるようになったアサギ漁は、間もなく過当競争となった。そこで、事業の安定をはかるために、アサギ漁の業者から竹島の領土編入願いが出された。この出願を受けて、1905（明治38）年、日本政府は、竹島に対する領有意思を再確認し、島根県に編入した。以後、わが国は、実効支配を行ってきた。第二次世界大戦後も、サンフランシスコ講和条約で日本の領土と確認されている。 ・実効で日本占拠 ・ところが、1948年に成立した韓国の李承晩政権は、歴史上初めて、竹島を韓国領ととらえるようになる。そして対日講和条約が発効する直前の1952（昭和27）年1月、「海洋主権宣言」を行い、一方的に国際法に反して「李承晩ライン」を設定しライン内に竹島をとりこんだ。そして、ライン内の広大な水域への漁業管轄権を一方的に主張し、ライン内で操業する日本漁船に対して、銃撃、拿捕、抑留などを実施した。1965年の日韓基本条約締結で「李承晩ライン」がなくなるまでに拿捕された漁船は328隻、抑留された船員は3929名、死傷者は44名におよぶ。また1954年には、沿岸警備隊を派遣し、竹島を実効で不法占拠した。現在も、警備隊員を常駐させ、実効支配を強化している。 ・韓国政府の見解 ・韓国が竹島の領有を主張する理由は、①竹島は韓国名独島で、固有の領土である、②日本は力で日本領に編入した、③④の指令で韓国領土とされていた、などとするものである。 ・国際司法裁判所への提訴 ・わが国は、①の主張に対し、1905年のわが国への領土編入前に、韓国の竹島領有の明確な根拠がないことを指摘し、②③の主張は、事実と国際法に照らして成り立たないと反論している。そして、国連憲章に従い問題を平和的に解決するために1954（昭和29）年、1962年、2012（平成24）年の3回、国際司法裁判所へ付託することを提案しているが、韓国政府は応じていない。 <p>【写真】P171</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃撃された日本の海上保安庁の巡視船 ・1953年7月、竹島周辺で不法操業をしていた韓国漁船に竹島からの退去を要求した海上保安庁の巡視船が、韓国漁民を保護していた韓国官憲によって銃撃された。 <p>【地図】P171</p> <ul style="list-style-type: none"> ・李承晩ライン 	<p>【写真】P92</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット動画共有サービス <p>【本文】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのほかわが国固有の領土である尖閣諸島を中国が領有権を主張し、公船が領海侵犯、航空機が領空接近を繰り返しています。 <p>【コラム】P174・175</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海をめぐる国益の衝突 ・東アジアでは、中国を中心にした諸国家が、海洋をめぐる激しく国益を争っている。 ・尖閣諸島をめぐる危機 ・海洋をめぐる争いの激化 ・南シナ海に点在するパラセル諸島（西沙）とスプラトリー諸島（南沙）は、戦前は日本領であった。戦争に敗れたわが国は、サンフランシスコ講和条約で領土権を放棄したが、島々の帰属先は決まっていなかった。そこで、中国は、1974年、南ベトナム軍と戦い、パラセル諸島（西沙）を占領した。1988年には、中国から遠く離れたスプラトリー諸島（南沙）にまで侵入し、ベトナムが事実上支配していたジョンソン南礁を軍事占領した。また、1995年、フィリピンからアメリカ軍が撤退した機会に、スプラトリー諸島のミスターフ焦を占拠した。2012年には、フリピンが領有権を主張するスカボロー焦も占拠した。2015年には、スプラトリー諸島の海域に7つの人工島を建設し、軍事基地化しつつある。このように中国は、経済成長と軍事力を背景に、南シナ海における海洋秩序を力によって変更してきた。また1992年、「領海及び接続水域法」を国内法として制定し、南シナ海のパラセル諸島とスプラトリー諸島はかりか、東シナ海の尖閣諸島さえも一方的に自国の領土と定めたのである。 ・日本固有の領土 ・尖閣諸島は、魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島などからなる島々であり、沖縄県石垣市に属する。わが国固有の領土である。日本政府は、1885（明治18）年から調査し、他の国に属していないことを確認したうえで、1895年、閣議決定で日本領土に編入した。編入後、沖縄県在住の古賀辰四郎が政府から許可を受け尖閣諸島に移住し、かつお刺場や羽毛の採集などの事業を展開した。一時は、200名以上の住人が尖閣諸島で暮らし、古賀村という村もできており、徴収も行われていた。戦後はアメリカの施政下にあったが1972（昭和47）年沖縄返還とともに日本に戻り、今日にいたる。歴史を振り返ると、中国政府は、1895年の日本領への編入から1970年代初めまで、約75年もの間、尖閣諸島に対する日本の支配に対し、一切の異議を唱えなかった。ゆえに、尖閣諸島が日本固有の領土であることは明確で、領土問題は存在しない。 ・尖閣諸島を狙う中国 ・ところが、1970年代初め島周辺で有望な油田が確認されると、突然、中国は自国の領土だと主張し、周辺海域を自国のEEZ内であると主張し始めた。そして、2004（平成16）年ごろから日中間縁付近のガス油田採掘を始めた。油田はわが国のEEZ内の海底に浮かっており、わが国はそれを日本のEEZ内の資源の採取だと抗議している。そればかりでなく、違法操業する中国漁船はますます増加し、2010年にはわが国の巡視船に故意に衝突させた。漁船と運動して2008年、史上初めて中国の公船が尖閣周辺の領海に侵入し、2012年以降、頻りに領海侵入するようになる。2013年には、中国は防衛識別線を設定し、一方的に緊張を高めている。中国の漁船や公船による領海侵犯を防ぐため、海上保安庁の巡視船である。 <p>【写真】P174</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「魚釣島」 	<p>【本文】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、海底ガス油田が発見された東シナ海で、日中間線がEEZの境界線であるとするわが国の主張や、沖ノ島島に関するわが国の権利を認めないとする中国とのあいだで対立が起きています。わが国は、外交交渉や国際司法裁判所での平和的解決に努めています。これらの問題解決は、経済的権利を確保し、国の主権と尊厳を守るうえで重要です。 <p>【写真】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の天然ガス採掘施設 ・2004年ごろから、日中のEEZが重なるこの海域の中間で、中国が海底ガス田を開発し、わが国と対立している。 <p>【写真】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖ノ島 ・東京小笠原村に属するサンゴ礁の島であり、この島があることで周囲42万km²のわが国のEEZが確保されている。 <p>【写真】P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南鳥島 ・同じく小笠原村に属している南鳥島があることで、周囲43万km²のEEZが確保されている。 <p>【地図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国の領域（P167） ・国連海洋法条約等で、領土から12海里（22.5km）の範囲を領海、領土及び領海より100kmの大気圏内を領空、領海の基礎から200海里（約370km）の範囲を排他的経済水域と決められている。 <p>【コラム】P175</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海をめぐる国益の衝突 ・海洋資源大国日本の防衛 ・沖ノ島と南鳥島によるEEZの広さ ・わが国は四囲を海に囲まれており、99.5%の物資を海上輸送に依存している。また、世界第6位の海洋大国であり、領海と排他的経済水域をあわせた面積は、447万km²ある。この範囲の海に関しては、独自の、漁業や海底資源の調査を行うことができる。領海は海岸線を基準として12海里（22.2km）まで、排他的経済水域は200海里（370km）まで設定できる。したがってわが国は、南鳥島や沖ノ島島といった孤立した小島を領有することによって、それぞれ43万km²と42万km²の排他的経済水域面積を得ている。 ・南鳥島の実効支配 ・わが国の最東端に位置する南小島は、東京小笠原村に属し、都心から1860キロ離れた絶海の孤島である。白いサンゴ礁に囲まれ、まっ平らで1辺が約2キロのほぼ正三角形の島である。現在、民間人は住んでいないが、海上自衛隊や気象庁などの政府職員が20数名常駐している。南鳥島近海では、中国や台湾、北朝鮮の漁船が日本のEEZ内で違法操業している。また最近EEZ内で高濃度のレアアース（世界需要の数百年分）が発見されたが、中国が無断で採取しているともいわれる。 ・沖ノ島の実効支配 ・最南端に位置する沖ノ島島も、東小島と北小島からなり、小笠原村に属する。東京から1700キロ離れた、サンゴ礁に囲まれた絶海の孤島である。海抜は0メートルで地球温暖化の影響で消失の危機があるので、日本政府は300億円近く使った護岸工事を行い、サンゴの増殖と港湾設備などのインフラ整備の計画を進めている。 ・鉱物資源が豊富な日本近海 ・南鳥島や沖ノ島島のなどの小笠原海域や沖縄海域を中心にした日本の近海では、ニッケル、コバルト、白金、レアアースその他のレアメタルや貴金属類などが埋蔵されている。また、日本海や南海トラフでは、シャープベツ状になった天然ガスであるメタンハイドレートが海底に眠っている。その埋蔵量は、日本人が消費する天然ガスの100年分以上である。 ・海上保安庁の役割 ・このように豊かな鉱物資源をもつ日本近海をパトロールし、秩序を維持するのも、海上保安庁の巡視船である。海上保安庁は、少ない人数（2021年1万3千人弱）と巡視船（2021年450隻強）で、24時間365日、休むこともない働いている。 <p>【地図】P188</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（「防衛白書」平成30年版） ・（「防衛白書」平成30年版）（P188）

「別紙2-4」【 我が国の位置と領土の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	北方領土に関する記述	竹島に関する記述	尖閣諸島に関する記述	その他 (領土の範囲等)
育 鵬 社	<p>【本文】P190、191 ・北海道に属する北方領土(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)、島根県の竹島は、どちらも日本固有の領土(一度も外国の領土になったことがない土地)ですが、それぞれロシアと韓国が領有を主張し、不法占拠(国際法上の根拠がないまま占領)しています。これらの地域では、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど、不法占拠のために深刻な問題が発生しています。日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であり、日本は平和的な手段による解決に向けて努力しています。</p> <p>【写真】P191 ・北方領土(北海道国後島) ・北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)は日本固有の領土です。しかし、第二次世界大戦末期の1945(昭和20)年8月9日、ソ連は日ソ中立条約に違反して対日参戦し、北方四島のすべてを占領しました。それ以降、今日にいたるまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いています。</p> <p>【写真】P192 ・択捉島の街並み</p> <p>【地図】P192 ・北方領土 ・国境線は1951年のサンフランシスコ平和条約に基づきます。</p> <p>【コラム】P192 ・北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)は日本固有の領土です。1855(安政元)年に調印された日露親善条約では択捉島とウルップ島の間の国境が確認されています。 しかし、第二次世界大戦末期の1945(昭和20)年8月9日、ソ連は日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾した後北方四島のすべてを占領。一方的に自国領に「編入」し、すべての日本人を強制退去させました。それ以降、今日にいたるまでソ連、ロシアによる不法占拠が続いており、近年ロシア政府は、第二次世界大戦の結果としてこれらの島々がロシアの領土の一部になったと主張しています。 日本政府としては、北方領土に現在居住しているロシア人住民(約1万6000人)の人権、利益および希望を北方領土返還後も十分に尊重しつつ、これまでの合意と「法と正義」に基づき、北方四島の帰属の問題を解決してロシアと平和条約を締結するという一貫した方針の下、粘り強く交渉を継続しています。</p>	<p>【本文】P190、192 ・北海道に属する北方領土(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)、島根県の竹島は、どちらも日本固有の領土(一度も外国の領土になったことがない土地)ですが、それぞれロシアと韓国が領有を主張し、不法占拠(国際法上の根拠がないまま占領)しています。 これらの地域では、船舶の拿捕、船員の抑留が行われたり、その中で過去には日本側に死傷者が出たりするなど、不法占拠のために深刻な問題が発生しています。日本の立場が歴史的にも国際法上も正当であり、日本は平和的な手段による解決に向けて努力しています。</p> <p>【写真】P191 ・竹島 ・竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土ですが、韓国が不法占拠しています。日本は厳重に抗議するとともに、竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国側が拒否しています。</p> <p>【写真】P192 ・竹島</p> <p>【コラム】P193 ・竹島 ・竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに日本固有の領土です。日本は遅くとも17世紀半ばには、竹島の領有権を確立。1905(明治38)年、竹島を島根県に編入して領有する意思を再確認しました。 しかし、1952(昭和27)年、韓国は「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、その内に竹島を取り込み、不法占拠しました。日本は厳重に抗議するとともに、竹島の領有権に関する問題を国際司法裁判所に付託することを提案していますが、韓国が拒否しています。</p> <p>【地図】P192 ・韓国側が主張する李承晩ライン</p> <p>【資料】P193 ・竹島は日本領(朝日新聞1959年9月25日) ・海上保安庁の巡視船が、竹島に近づいたことに韓国側から抗議を受けたことに対し、日本領土である竹島を随時巡視したり、必要と認められる措置をとったりすることは、国際法上の権利であり、これに対し韓国が抗議する正当な理由はないと、在日韓国代表部に文書を渡し抗議したことを伝える記事。</p>	<p>【写真】P186 ・尖閣諸島の魚釣島(奥)付近の領海に侵入した中国船(左)を追走する海上保安庁の巡視船(右)(沖縄県石垣市、2013年)</p> <p>【資料】P186 ・日本の排他的経済水域と延長大陸棚 ・日本の領海の基点となる約500の離島のうち、158の無人島が新たに命なされました。尖閣諸島の5つの島も同様です(図左上)</p> <p>【本文】P191 ・沖縄県の尖閣諸島は日本固有の領土で、日本が実効支配(実際に統治)しているため、解決すべき領有権の問題は存在していませんが、中国政府と台湾当局が領有権を主張しています。</p> <p>【写真】P191 ・尖閣諸島(沖縄県石垣市) ・尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いなく、現に日本は有効に支配しています。近年、中国政府と台湾当局が領有を主張していますが、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。</p> <p>【写真】P192 ・尖閣諸島</p> <p>【コラム】P193 ・尖閣諸島 ・尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いなく、現に日本は有効に支配しています。尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しません。日本政府は、清国の支配がおよんでいないことを慎重に確認し、1895(明治28)年に正式に日本の領土に編入。第二次世界大戦後、1952年のサンフランシスコ平和条約でアメリカの施政下に置かれ、1972年の沖縄返還で日本に返還されました。中国政府および台湾当局が尖閣諸島に関する独自の主張を始めたのは、東シナ海に石油埋蔵の可能性があると指摘を受け、注目が集まった1970年代以降です。</p> <p>【資料】P193 ・中国公船、尖閣の領海侵入57時間超・・・漁船追いかけ回す ・中国は、2008年以降、尖閣諸島周辺の海で船を航行させ、日本の領海に侵入する例が多数起こっています。2020年10月には、中国公船2隻が日本の尖閣諸島沖の領海に侵入し、57時間39分にわたってとどまりました。海保の巡視船が間に割って入って退去を命じましたが、中国公船は無視し、執拗に漁船を追いかけ回しました。漁を終えた漁船が領海を出たのに合わせるかのように、中国公船は退去しました。日本はこうした中国の行為に強く抗議し、同時に東シナ海の安全な場所であるために外交的努力をしています。</p>	<p>【資料】P186 ・領土・領空・領海</p> <p>【地図】P191 ・日本の主権範囲</p> <p>【写真】P191 ・日本の最南端、沖ノ鳥島(上)と護岸工事がほどこされた沖ノ鳥島の北小島(下)(東京都小笠原村) ・近年、沖ノ鳥島周辺の日本の排他的経済水域で、中国の海洋調査船が国連海洋法条約に基づく手続きを踏むことなく、日本の同意なしに調査活動を行い、深刻な問題となっています。</p>

発行者	国旗・国歌に関する記述	外国の国旗に関する記述
東 書	<p>【本文】 P185</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主権国家は、国を象徴する国旗や国歌を定めています。国旗や国歌などにはその国の歴史や文化が反映されています。日本は1999年（平成11）年に「国旗及び国歌に関する法律」を制定し、日章旗を国旗、「君が代」を国歌と定めました。国どうしの関係ではお互いが主権国家であることを尊重し、他の国の国旗や国歌などを大切にしなければなりません。 	<p>【写真】 P185</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合本部の前に並ぶ加盟国の国旗
教 出	<p>【本文】 P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界のどの国にも、国旗と国歌があります。国旗や国歌はその国を表す象徴（シンボル）で、国家と国民はそれらに対しお互いに敬意を払って尊重し合うことが、今日の国際的な儀礼になっています。日本では長年、「日章旗（日の丸）」を国旗、「君が代」を国歌とするのがならわしでしたが、1999年にそのことが法律で定められました。植民地などがついに独立を果たして主権国家となり、独自の国旗を掲げることは、自らのことは自分で決定するという民族自決への思いや誇りを表現することにもなります。国旗や国歌には、それぞれの国の歴史や国民の思いがこめられています。 <p>【写真】 P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京2020パラリンピックの表彰式で掲げられた国旗 <p>【写真】 P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗を斉唱するサッカー日本代表 <p>【コラム】 P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗と国歌の歴史 ・江戸時代の末に、幕府が日本船の総船印として決めた日章旗は、その後、明治時代も日本国籍を表す船印としたことで、やがて国旗として国内外で扱われるようになりました。また、君が代は、平安時代によまれた和歌をもとに、明治時代になって今日のような曲がつけられました。 	<p>【写真】 P196</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南アフリカ共和国の国旗の変化 南アフリカ共和国の国旗は、かつてこの地域を支配していたヨーロッパの国々の影響を示すデザインでした。1994年にネルソン=マンデラ氏が、初のアフリカ民族出身の大統領に就任して新政権が発足するとともに、国旗も変わりました。
帝 国	<p>【本文】 P185</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗と国歌は、それぞれの国のシンボルです。世界の国々が自分たちの国の歴史を背景に国旗や国歌などを定めています。日本では、1999年の国旗・国歌法によって、「日章旗」（日の丸）が国旗で、「君が代」が国歌であると定められています。オリンピックなどの国際大会でも、各国の国旗が掲げられ、国歌が演奏されています。国際社会では、国旗や国歌を相互に尊重することは大切で、現代社会の重要な儀礼となっています。 	<p>【写真】 P181</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合本部前に掲げられた加盟国の国旗 <p>【写真】 P181</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西ドイツの統一を国旗を振って喜ぶ人々 <p>【写真】 P189</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連本部
日 文	<p>【本文】 P192</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、国旗・国歌を国のシンボルとして相互に尊重し合うことが、国際的な儀礼です。日本では、法律で「日章旗」を国旗、「君が代」を国歌としています。 <p>【写真】 P192</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年東京オリンピックの表彰式（2021年） <p>国際的な行事では、国旗を掲げ国歌が斉唱されます。</p>	<p>【写真】 P193</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G20大阪サミットに出席する各国首脳 <p>【写真】 P198</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合本部
自由社	<p>【絵】 P54</p> <p>憲法発布式桜田之景</p> <p>【写真】 P59</p> <p>日本国憲法の公布を祝う人々（1946年）</p> <p>【本文】 P167</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主権国家の独立と尊厳を表し、国家の掲げる理想や、国民が共有する誇りや連帯心を象徴するものとして国旗と国歌があります。国旗と国歌に対する敬意は、国を愛する心情につながっています。また、国際社会では、他国の国旗と国歌に対して、自国のそれと同等に敬意を表するのが基本的な礼儀となっています。オリンピックやワールドカップでも、各国の国旗が掲揚され、国歌が演奏されています。 <p>【コラム】 P168</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗が揚がり、国歌が演奏されるとき、多くの国ではだれもが起立して姿勢を正している。国旗・国歌に敬意を表すことを憲法で定めている国もある。なぜなら、その国の「建国の由来、国歌の目標、宗教、伝統・文化、性格、国民の願い」などを表すと同時に、あらゆる場面で国の「独立・主権の存在」を示しているからである。わが国では「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする」という国歌国旗法が1999年（平成11）に制定された。 <p>【コラム】 P168</p> <p>ブラジル生まれで1990年代、サッカー日本代表として活躍したラモス瑠偉さんは、次のように語っている。「心を込めて思いっきり君が代を歌いましたね。それは、日の丸も国歌も愛しているから。不思議なんだけど、まじめに歌えば、いろんな人がほくにエネルギーを与えてくれるような気がしてくる。何だか鳥肌が立つような感じ。そして、やってやろう、がんばろう、という気落ちがわいてくる。魂で歌っている選手もいるけど、口でばくばくしているだけの選手もいる。昔は、ガムをかんでいる選手もいた。やっぱり日本人としての誇りを持って歌わないと、ぼくなら選手以下、コーチも監督もみな姿勢をただして歌わせる。代表の義務だと思う。」</p> <p>【資料】 P168</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日章旗」の意味 <p>聖徳太子が「日出る処の天子」で始まる手紙を隋の皇帝に送ったように、古代から、わが国を太陽の昇る国だという考えがあり、日の本という意味の「日本」となった。日の丸はその太陽を象ったものといわれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「君が代」の意味 <p>君が代は千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔のむすまで これは古い和歌であり、天皇を国および国民統合の象徴とするわが国が、小さな石が固まって大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、長く栄えますよにという意味だといわれている。</p> <p>【資料】 P168</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国旗掲揚の国際儀礼 <p>【写真】 P113</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国最西端の沖縄県八重山郡与那国町の町議会本会議場 <p>【写真】 P166</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リオデジャネイロオリンピック開会式 	<p>【コラム】（P169）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際人として心がけなければならないことは、外国の国旗・国歌にも敬意を示すことである。外国人も自分たちと同様に自国の国旗・国歌に誇りをもっているからだ。諸外国では、こうした国際社会でのマナーを幼少のときから家庭や学校でしっかりと身につけさせている。 <p>【写真】 P177</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際連合本部ビル <p>【コラム】 P169</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこの国の国歌だろう？

発行者	国旗・国歌に関する記述	外国の国旗に関する記述
育鵬社	<p>【コラム】P184 ・国際社会で通用する国旗・国歌への敬意の表し方 【写真】P184 オリンピック表彰式での国旗掲揚の様子（ブラジル、2016年） 他国の選手も国旗に敬意を払います。</p> <p>【コラム】P185 ・国歌「君が代」の意味 君が代は 千代に八千代に さざれ石の 巖となりて 苔のむすまで 「小石が大きな岩となり、その上に苔が生えるまで、いつまでも日本の国が栄えますように」という意味の日本国歌「君が代」は、32文字で表された世界で最も短い国歌です。国歌は、国旗と同様に、その国そのものを代表するシンボルです。国歌の斉唱（演奏）にあたって、政治信条などにかかわらず、起立して敬意を表すのが国際的な慣例となっているのはこのためです。国歌は、その国の歴史、建国や政治の在り方、文化の中で生まれたその国の人々の「心の歌」なのです。</p> <p>【本文】P185 ・国旗・国歌 国旗と国歌はその国を象徴するもので、それぞれの国の歴史や国民の理想がこめられています。過去に外国の植民地だった国にとっては、独立を果たし独自の国旗・国歌をもったことが主権国家の証にもなります。それぞれの国の人々が、自国の国旗・国歌に愛着をもつのは当然のことです。国旗・国歌に敬意を払うということは、その国そのものに対して敬意を払うことになるので、それらを相互に尊重し合うのが国際儀礼になっています。オリンピックやワールドカップや国際会議では、国旗は国の大小にかかわらず平等に掲げられます。日本では長年、日章旗（日の丸）を国旗、君が代を国歌とすることが、ならわしとして広く国民に定着しており、1999（平成11）年には、そのことが国旗・国歌法として定められました。</p>	<p>【コラム】P185 ・各国の国歌の大意 ・「アメリカ国歌」 おお 激戦の後 暁の光に 照らし出された 星条旗が見えるか 夜通し砲弾が飛びかった 後 我らの星条旗が翻っている 自由な祖国 勇敢な家庭 ・「中国国歌」 いざ立ち上がり 隷属を望まぬ人々よ！ 我 等の血と肉をもって 我等の新しき長城を築 かん 中華民族に迫り来る最大の危機 皆で 危急の雄叫びをなさん ・「フランス国歌」 行け 祖国の国民 時こそいたれり 正義の 我らに旗は翻る旗は翻る 聞かずや 野に山 に 敵の叫ぶのを 悪魔のごとく 敵は血に 飢えたり 立て 国民 いざ 鉾とれ 進め 進め 仇なす敵を葬らん ・「イギリス国歌」 神よ我らが慈悲深き 国王陛下を守りたまえ 我等が高貴なる国王陛下の 永らえんことを 神よ我らが国王陛下を守りたまえ 勝利・幸 福そして栄光を捧げよ 御代の永らえんこと を 神よ我らが国王陛下を守りたまえ</p> <p>【写真】P185 ・世界の国旗デザイン 【写真】P187 ・南スーダンの独立</p>

「別紙2-6」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 神話や伝承を知り、日本の文化や伝統に関心をもたせる資料】(中学校 社会 公民的分野)

発行者	取り上げている資料名	記述の内容
東 書	記載なし	
教 出	記載なし	
帝 国	記載なし	
日 文	記載なし	
自由社	記載なし	
育鵬社	古事記	<p>【コラム】(P60)</p> <p>・彼は、明治維新で唱えられた祭政一致の理念に従い、『古事記』の日本神話で天照大神が治める高天原(神様たちが住むとされている天上界)を理想とした部落解放論を唱えた時期もありました。</p>

「別紙2-7」【 北朝鮮による拉致問題の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の内容
東書	【本文】 P207 【写真】 P207	私たちと国際社会の諸課題	<ul style="list-style-type: none"> 核兵器の開発やミサイルの発射など、国際社会の平和を乱す、問題の多い政策を取り続けてきた朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との間では、日本人が北朝鮮に拉致された問題も解決していません。日本は拉致問題が人権や日本の主権の侵害であることを国際社会に訴え、一刻も早い解決を目指しています。 北朝鮮から帰国した拉致被害者 <ul style="list-style-type: none"> 2002年の日朝首脳会談で、北朝鮮は日本人を不法に拉致したことを認めました。その後、被害者のうち5人とその家族は帰国しましたが、他の被害者の安否は不明のままです。
教出	【コラム】 P201 【写真】 P207	私たちと国際社会の諸課題	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮との外交関係 日本と北朝鮮の間では、拉致問題が解決されていません。2002年に行われた日本と北朝鮮の首脳会議において、北朝鮮は日本人の拉致を認め、この結果、拉致された人々のうちの5人とその家族の、日本への帰国や来日を実現しました。しかし、いまだに行方がわからない拉致被害者も多く、日本政府は拉致された全員の帰国を、引き続き北朝鮮政府に求めています。 帰国を果たした拉致被害者 北朝鮮に拉致された人々のうち、5人の帰国が実現しました。しかし、いまだに行方がわからない拉致被害者も多く、未解決の問題となっています。
帝国	【コラム】 P185	私たちと国際社会の諸課題	<ul style="list-style-type: none"> 拉致被害者の帰国 北朝鮮に拉致された被害者のうち、5名が24年ぶりに帰国しました。しかし、帰国した人たち以外にもまだ多くの拉致被害者がおり、安否が不明です。拉致問題は被害者への人権侵害であるとともに、日本の主権の問題でもあり、解決されなければなりません。日本政府は、国際社会とも協調しながら、この問題の解決に向けた取り組みを続けています。
日文	【写真】 P192 【本文】 P205	私たちと国際社会の諸課題	<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮から帰国した日本人拉致被害者 拉致問題は被害者の人権と日本の国家主権を侵害する問題です。帰国した5名と家族以外の被害者の安否は不明なままで、政府は解決に向けて取り組んでいます。 日本とのあいだでは、拉致被害者の問題もいまだ解決していません。拉致問題は、被害者の人権や日本の国家主権を侵害する重大な問題です。日本政府は解決に向けた取り組みを続けています。

「別紙2-7」【 北朝鮮による拉致問題の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の内容
自由社	<p>【写真】P80</p> <p>【コラム】P187</p> <p>【本文】P189</p> <p>【コラム】P190・191</p> <p>【資料】P190</p> <p>【写真】P190</p> <p>【地図】P190</p>	<p>私たちと政治</p> <p>私たちと国際社会の諸課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拉致被害者救出の署名目録の担当大臣への提出(請願権) ・ 北朝鮮および韓国の人権問題 2014年、国連調査委員会は、北朝鮮政府が「人道に対する罪」を犯していることを指摘する人権報告書を提出し、そこでは、日本人拉致問題も取り上げられている。 ・ 冷戦終結後は、北朝鮮による拉致事件や核ミサイル開発、中国の軍備増強、国際テロなどの新たな脅威が出現し、防衛力の役割は増えています。 ・ 日本人拉致問題 5人は帰国したけれど なぜ、多くの日本人が拉致されたのか 容易に日本に潜入できた北朝鮮工作員 レバノンに自力で取り戻した 2002年以降のわが国の努力 ・ 北朝鮮による日本人拉致事件の流れ ・ 行方不明になった横田めぐみさんを探すポスター ・ 各々の拉致事案
育鵬社	<p>【本文】P53</p> <p>【資料】P71</p> <p>【資料】P71</p> <p>【写真】P77</p> <p>【写真】P86</p> <p>【本文】P187</p> <p>【コラム】P188, 189</p> <p>【写真】P188</p> <p>【資料】P188</p> <p>【写真】P189</p> <p>【写真】P189</p> <p>【写真】P189</p>	<p>私たちと政治</p> <p>私たちと国際社会の諸課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2002年9月に北朝鮮の平壤で行われた日朝首脳会談では、北朝鮮が日本人の拉致を認めました。日本政府は、拉致問題の解決がなければ北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの立場をとっています。しかし、その後は拉致事件への北朝鮮の不誠実な対応が続き、交渉は進展していません。 ・ アニメ『めぐみ』 当時中学1年生だった横田めぐみさんが、学校からの帰宅途中に北朝鮮当局により拉致された事件を題材にした、日本政府によるドキュメンタリー・アニメです。 ・ 北朝鮮による日本人拉致問題を伝える新聞 日本国内に侵入したり、あるいは海外で日本人を拉致した北朝鮮の行為は、国家主権と人権の重大な侵害です。 ・ 北朝鮮による拉致被害者家族と面会し、署名簿を受け取る岸田文雄首相 ・ 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める署名活動(鹿児島県鹿児島市、2018年) 中央は拉致被害者家族の市川健一さん。 ・ 北朝鮮による日本人拉致問題は、こうしたルールを無視し、日本の主権および国民の生命と自由に関わる重大な侵害です。この問題の解決なくして日本と北朝鮮との国交正常化はあり得ません。日本政府は、すべての拉致被害者の1日も早い帰国を実現すべく、政府の総力を挙げて取り組むとともに、国際社会の明確な理解と支持を受けて、北朝鮮との合意をめざしています。 ・ 拉致問題と私たち 拉致被害者家族の思い：横田さん夫妻 報道記者の思い：北朝鮮による拉致事件を初めて報じた阿部雅美さん(元新聞記者) 2002年に拉致被害者5人が帰国 拉致問題について学ぶ中学生たち ・ めぐみさんが小さかったころ、一家で撮った写真 ・ ブルーリボン ・ 初めて日本のマスメディアで報道された北朝鮮による拉致の新聞記事(1980年1月7日) ・ 日本に帰国する5人の拉致被害者(2002年) ・ 横田早紀江さんのビデオメッセージを視聴する生徒(2018年)

「別紙2-8」【 防災や自然災害の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	防災や自然災害時における関係機関(国・地方公共団体・自衛隊)の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
東 書	<p>【本文】P47 ・東日本大震災といった自然災害などが起こったときに、国民の生命や財産を守る災害派遣も、自衛隊の重要な任務です。</p> <p>【写真】P47 ・九州豪雨の被災者を救助する自衛隊員</p> <p>【写真】P98 ・内閣総理大臣の仕事と活動</p> <p>防災についての会議 【コラム】P126・127 ・仙台市の復興計画</p> <p>仙台市は、2011年11月に「震災復興計画」を定めました。この計画では「新次元の防災・環境都市」を在るべき姿としてかけ、市民の力を結集した復興を目指してきました。仙台市は、この震災復興計画に基づいて、さまざまな対策を進めてきました。津波の被害が大きかった東部地域では、県道塩釜互環線を周囲の土地より高くかさ上げして、堤防の機能を持たせたり、津波に対する安全が確保できない地域の家屋の移転を進めたりしています。こうした対策は、被災直前の状態にもどすのではなく、次に災害が起こったときの被害をできるだけ減らす「減災」のために、より強い地域を作る、「より良い復興」の考え方を取り入れたものです。また、家を失った人のために復興公営住宅の整備や、津波で浸水した農地の復興など、被災地域の復興や、人々の生活の支援について、対策と仕組みづくりに取り組んできました。</p> <p>【写真】P126 ・仙台市の防災チェック表と防災教育副読本</p> <p>【図】P126 ・自助・共助・公助</p> <p>【図】P126 ・仙台市東部地域の津波対策</p> <p>【コラム】P126 ・仙台市の防災対策</p> <p>仙台市は、復興を進めるとともに、2018年に「地域防災計画」の地震・津波災害対策の部分を改正しました。新しい防災計画では、自分自身で災害に備える「自助」と、町内会など地域で支え合う「共助」、国や地方公共団体が行う「公助」の三つを、災害対策の基本理念としてかけました。これは「公助」には限界があり、行政と市民や地域社会とが、ともに災害に備えておくことが必要だという、震災の経験を通じて得た教訓に基づいたものです。市では、各家庭で、食料品や水を1週間分以上備蓄することをすすめています。また、町内会などと連携して、地域防災リーダーを養成し、地域版の避難所運営マニュアルの作成を支援することで、日常的な防災対策も呼びかけています。さらに、小・中学校向けに、新しい防災教育の副読本を作成するなど、防災教育にも力を入れています。</p> <p>【コラム】P202 ・復興を支え合うつながり</p> <p>仙台市をはじめ、被災地の復興には、日本だけでなく、世界中からも支援が寄せられました。阪神・淡路大震災を経験した神戸市や新潟県中越地震を経験した新潟市をはじめ、多くの地方公共団体が被災地に職員を派遣しました。自衛隊も、人命救助や物資の輸送を中心に、大きな役割を果たしました。一方、仙台市も、東日本大震災の経験を生かして、熊本地震や2018年の西日本豪雨の被災地などに職員を派遣したり、物資を送ったりといった支援を行っています。</p> <p>【コラム】P202 ・福島県の復興</p> <p>福島県では、東日本大震災での福島第一原発の事故によって、今も多くの住民が避難を強いられており、風評被害に苦しむなど、多大な被害を受けています。国は、住民が安心して暮らせるように、放射性物質を取り除く除染などに取り組んでいます。こうした中、福島県は、県の「復興ビジョン」の中で、県内のエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を高めることを計画しています。これによって県内の電力供給にかかる費用を減らすとともに、エネルギーに関連する産業を育て、新しい雇用を生み出すことが期待されています。福島県の復旧や復興は、国民的な課題として、国を挙げて取り組んでいくことが求められています。</p>	<p>【表】P8 ・持続可能な社会のために解決すべき課題 東日本大震災からの復興</p> <p>【本文】P9 ・持続可能な社会の実現に向けて 2011(平成23)年に発生した東日本大震災は、持続可能な社会を実現するためには、防災やエネルギーなどの面で、多くの解決すべき課題があることを明確にしました。</p> <p>【コラム】P9 ・未来を創る中学生 宮城県女川町は、東日本大震災によって、町の中心部が津波にあり、町民約1万人に対して死者・行方不明者が827人、家屋全壊2924棟という大きな被害を受けました(2015年2月現在)。そのような中、女川町立女川第一中学校(現 女川中学校)の生徒たちは、震災の直後から、地理の「身近な地域の調査」の授業で、「三陸の豊かな海のめぐみに支えられた暮らしを1000年後まで残す」ために何ができるかを話し合ってきました。そして導き出した結論が、「たがいの絆を深めること」「高台へ避難できるまちづくり」「大震災の経験を記録に残すこと」の三つでした。2012年7月、生徒たちは仙台市で開催された世界防災関係会議で、63か国の代表を前に、この防災対策を発表しました。生徒たちはその後も活動を続け、町長や町議会議員に防災対策を提案し、自分たちで集めた募金を元に、町内の津波の最高到達点に、震災の記憶を後世に伝える石碑を建立しました。被災地の中学生たちは今、現実と向き合い、未来を見つめながら考え続けています。</p> <p>【写真】P9 生徒たちが造った最初の石碑、「女川いのちの石碑」のプロジェクトメンバーが3年かけて編集した防災についての本</p> <p>【本文】P19 ・東日本大震災での原子力発電の事故は、科学技術の活用にとまらぬ危険を強く認識させました。</p> <p>【本文】P119 ・地域の課題と私たち 日本は自然にめぐまれている反面、常に地震などの自然災害の危険もかかっています。国や地方公共団体だけにたよらず、住民自身が助け合って災害に備えることも重要です。東日本大震災などの被災地の復興において支え合うことも忘れてはなりません。</p> <p>【コラム】P126 ・仙台市の被害の状況 2011(平成23)年3月11日の午後2時46分、東北地方の三陸沖を震源とする、マグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)です。仙台市では宮城野区で震度6強を観測し、地震発生から約1時間後に、最初の津波が沿岸部に到達しました。市内の死者・行方不明者は931人、負傷者は2305人にも上ります(2022年3月現在)。家屋も約3万棟が全壊し、多くの人が避難所での生活を強いられました。</p> <p>【コラム】P127 ・復興への大きな課題 東日本大震災は、決して過去の出来事ではありません。いまだに3万人以上が全国で避難生活を続けています(2023年2月現在)。特に、福島第一原子力発電所の周辺には、現在でも一切立ち入りが許されず、自分の家に住めない「帰還困難地域」があります。一方、科学的に安全が証明されていないから、根拠のない風評被害で農林水産物が売れないという課題をかかえる人々もいます。また、東日本大震災の被災地では、仕事や家を求めて他の地域に移転する人が相次ぎ、急激に人口が減少した地方公共団体も見られます。単に「住める」という意味の「復旧」ではなく、持続可能な「生活ができる」という意味での「復興」を目指す。被災地の取り組みを継続的に支えていくことは、日本全体で取り組むべき、最も重要な課題の一つです。</p> <p>【写真】P127 ・原子炉の廃止(廃炉)に向けた作業が続く福島第一原子力発電所、福島第一原子力発電所周辺の「帰還困難地域」、津波からの避難訓練</p> <p>【グラフ】P125 ・大槌町・女川町・浪江町の人口の変化</p> <p>【本文】(P195) ・2011(平成23)年の東日本大震災では、原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出されました。この事故によって、周辺住民が長期間の避難生活を強いられたり、地元の産業が風評被害にやまされたりするなど、多大な被害が出ています。また、原子力発電には、発電後に残る放射性廃棄物の最終処分場をどこに設けるかという課題もあります。こうした状況を受けて、日本では電力の確保の在り方について、改めて議論が起こっています。</p> <p>【写真】P195 ・福島第一原子力発電所の事故を報じる新聞記事</p> <p>【コラム】P202 ・原発事故の影響とエネルギー政策の見直し ・2011年の東日本大震災では、福島第一原発の事故によって、放射性物質が大量に排出され、多くの周辺の住民が避難を強いられました。また、事故の直後には、事前に予告する「計画停電」も行われました。その後、国内の全ての原発が発電を停止したこともあり、電力不足が大きな社会問題になりました。</p> <p>【コラム】P202 ・福島県の復興</p> <p>福島県では、東日本大震災での福島第一原発の事故によって、今も多くの住民が避難を強いられており、風評被害に苦しむなど、多大な被害を受けています。国は、住民が安心して暮らせるように、放射性物質を取り除く除染などに取り組んでいます。こうした中、福島県は、県の「復興ビジョン」の中で、県内のエネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合を高めることを計画しています。これによって県内の電力供給にかかる費用を減らすとともに、エネルギーに関連する産業を育て、新しい雇用を生み出すことが期待されています。福島県の復旧や復興は、国民的な課題として、国を挙げて取り組んでいくことが求められています。</p> <p>【写真】P216 ・中学生たちが津波の最高到達点に建てた石碑</p> <p>【まとめの活動】P219 ・水害の伝承 災害に関する伝承を次世代につなぐ。県のホームページにデータベースがある。地域の水害の記録から、ハザードマップの深い理解をする。</p> <p>【表】P219 ・土地の成り立ちや災害の特徴を知り、万が一に備える。伝承や言い伝えを次世代につなぐ。</p>	<p>【表】P8 ・持続可能な社会のために解決すべき課題 災害に強いまちづくり</p> <p>【コラム】P116 ・熊本への寄付制度 ・熊本市は1998年、熊本県の復興費用をまかなうために、1口1万円以上の寄付者を「一口城主」に認定し、名前を城内に掲示する「一口城主制度」を設けました。</p> <p>【写真・コラム】P119 ・たき出しをするボランティア ・1995年に発生した阪神・淡路大震災のときに多くのボランティアが被災地を訪れ、この年は「ボランティア元年」とよばれました。</p> <p>【資料】P154 ・大雪による野菜価格高騰を伝える新聞記事</p> <p>【写真】P185 ・干ばつで川底が見えるロワール川</p> <p>【資料】P192 ・タイで発生した洪水を報じる新聞記事</p> <p>【本文】P194 ・また、気候変動による大規模な自然災害や地域紛争が、人々の生活の基盤を壊しています。</p> <p>【本文】P196 ・気候変動で起こる干ばつといった自然災害など、さまざまです。</p>

発行者	防災や自然災害時における関係機関(国・地方公共団体・自衛隊)の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>教 出</p>	<p>【写真】P75 ・自衛隊の役割 災害派遣等 大規模な災害時に、現地で救援や救助活動を行う。</p> <p>【本文】P75 ・自衛隊は、国連の平和維持活動に派遣されるようになりました。また、国内外の災害時の支援活動においても活躍しています。</p> <p>【グラフ】P77 ・自衛隊の役割として期待すること 災害派遣79.2%</p> <p>【写真】P158 ・山火事に対応する山梨県の防災ヘリコプター</p>	<p>【コラム】P27 ・「いのちをつなぐ未来館」の想い 2011年3月11日に発生した大地震と大津波は、東日本を中心に多くの人々に被害をもたらしました。岩手県釜石市で2019年に開館した「いのちをつなぐ未来館」は、東日本大震災のできごとや教訓を後世に伝え、次世代をにう子どもたちを主な対象とした防災学習施設です。</p> <p>【コラム】P34 ・もしも、あなたの学校が「避難所」になったら 避難所となった学校 2011年3月11日に発生した大地震による津波は、高台にある大槌高校へ続く坂のすぐ下まで押し寄せました。津波を逃れた大槌高校には地震発生直後から町民が続々と集まり、震災当日の夜から8月上旬まで、学校は避難所として利用され、多い時には1000人近くの被災者が避難していました。肯定は自衛隊の駐留所となり、教室には銀行や病院が入るなど、高校全体が一つの町ようになって避難所を支えました。大槌高校の避難所運営は、大槌高校生徒と教職員で行われました。当時は、避難所運営に関するマニュアルなどはなく、避難所名簿の作成や、布団がわりの段ボールやカーテンの配布、トイレ用の水くみ、食事の配給、小さな子供の遊び相手、病人の対応など、避難者から必要とされたあらゆる役割をこなしていました。災害時において、学校は一時的な避難場所ではなく、長期的な避難所になることがあり、学校が避難所として使われることを想定したルールを考えていかなければなりません。</p> <p>【資料】P101 ・成立した主な議員立法 津波対策の推進に関する法律</p> <p>【写真】P221 ・事故後の福島第一原子力発電所 2011年の東日本大震災の際に、放出した大量の放射性物質が、大気中や海などに広がるなど、深刻な事故が発生しました。周囲20km圏内の住民が避難生活を余儀なくされ、現在も長期の非難をしている大勢の住民がいます。放射性物質から放出される放射線が、人体や環境に及ぼす影響への懸念は広がり、将来の原子力政策に不安の声もあがっています。さらに、事故で生じた汚染水から放射性物質を取り除いた「処理水」の海洋放出にも、注目が集まっています。</p> <p>【本文】P221 ・2011年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所(原発)の事故により、これまでの電力政策のあり方が大きく見直されるようになりました。</p>	<p>【写真】P19 ・最寄りの開設避難所への避難ルートの検索などができるシステム</p> <p>【写真】P19 ・災害情報が表示された「防災情報共有システム」の画面</p> <p>【コラム】P20 ・NPO法人「多世代交流館になニーナ」は、中越地震の経験から「心の復興」を目的として、子育てを子育て世代だけでなうのではなく、地域のさまざまな世代の人たちと、ともに育み合える場にしようと取り組んできました。多世代交流の活動は、中越地震を経験した母親たちによって、仮設住宅を再利用して行われるようになりました。子どもから高齢者まで、「世代を超えたつながりの場」が生まれています。</p> <p>【写真】P20 仮設住宅から始まった「になニーナ」の取り組み</p> <p>【写真】P23 ・復興支援音楽祭で「さんさ踊り唄」に合わせて歌い踊る学生</p> <p>【写真】P47 ・台風の被災地をご訪問された天皇、皇后両陛下</p> <p>【写真】P179 ・災害時にも活用される地域の公園</p> <p>【写真】P207 ・地震の被災者に食料を届ける、NGO「ピースウィンズ・ジャパン」のメンバー</p> <p>【写真】P222 ・豪雨で冠水した住宅街</p> <p>【コラム】P225 ・異常気象の課題</p>

「別紙2-8」【 防災や自然災害の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	防災や自然災害時における関係機関（国・地方公共団体・自衛隊）の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
帝 国	<p>【コラム】P179</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害から社会を守る社会資本の整理 ・自然災害から社会を守るために <p>日本では近年、地震や大型台風、記録的な豪雨など大規模な自然災害が相次いでいます。大規模な自然災害が発生すれば人的被害に加えて道路や建物、電気などのライフラインの被害も発生し、経済活動に影響が及びます。工場が倒壊したり、道路が寸断されて部品の調達が困難になったりすれば、生産活動の低下が全国へ広がり長期化することも考えられます。防災設備を整え、自然災害に強い社会をつくることは政府や地方公共団体の大切な役割です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に学び未来へ生かす水害対策（岡山県岡山市） <p>以前の台風において浸水被害の多かった地域では、地上に降った雨をくみ上げて河川へと送るポンプ場の整備など、事前に水害対策を行っていたため、大幅に被害を減らすことに成功しています。この経験を活かし、岡山市は下水道施設などの一層の強化を進めています。今後も、全国的に記録的な豪雨が発生し、水害が頻発することが考えられます。そのため、豪雨や水害への備えはますます重要となっています。</p> <p>【本文】P188・189</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連は、人権保障の推進、地球環境問題や保健衛生状況の改善、貧困対策、軍事力の縮小（軍縮）、さらに自然災害への救援や防災など、多岐にわたり国際協調を実現させ、持続可能な開発目標（SDGs）の実現を図っています。 <p>【写真】P206</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風災害に対する救援活動を行う自衛隊の国際緊急援助隊員 <p>【本文】P206</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在も、日米両国は外部からの侵略行為から日本の領域を防衛することに加え、太平洋からインド洋に至る広範な地域で、自然災害発生時の救援や紛争防止、経済発展のため協力しています。 <p>【本文】P207</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時には、救助や医療にあたる国際緊急援助隊を派遣しています。 	<p>【本文】P4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の拡大、世界各地での対立や紛争などは、私たちの生活に大きな影響を与えました。 <p>【本文】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災以降、防災や街づくりへの住民参加がますます求められるようになってきています。 	<p>【コラム】P7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化と防災・減災（香川県高松市） <p>情報化は、防災や災害の被害を減らす減災の在り方にも変化をもたらしています。香川県高松市では、河川や水路などに水位・潮位センサーを設置し、リアルタイムで分析しています。これらのデータと地図情報などを組み合わせることで、早期の安全対策の実施や、災害対応の効率化を図っています。また、AIを減災に活用する取り組みの検討も進めています。</p> <p>【写真】P7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析でデータを活用する高松市の災害対策本部 <p>【写真】P7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報を表示した画面 <p>【写真】P8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7か国語の防災パンフレット <p>【写真】P16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫 <p>【資料】P27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマート防災 ・AIを活用して、災害情報の収集・分析・整理を行うことで、リアルタイムの適切な情報の伝達を進めています。また、避難場所や避難経路など、事前の確認にも役立つ総合的な防災情報の提供も目指しています。 <p>【写真】P101</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災授業参観の様子

発行者	防災や自然災害時における関係機関（国・地方公共団体・自衛隊）の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>日</p> <p>文</p>	<p>【コラム】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の助け合い―共助― ・災害はときに自助努力ではどうしようもないほどの被害をもたらします。そこで、町内会や消防団といった自主的な防災組織、企業などを含めた地域のコミュニティで助け合うことも大切です。 また、被災した人々を少しでも助けてあげたいと、全国からお金や生活用品やばげましの言葉が寄せられます。善意は遠く外国からも届きます。避難所では困難なくらしのなかでたがいに助け合い、支え合う絆が生まれます。みんなが自発的に助け合って、災害を乗り越えていこうとすることは、「共助」とよばれています。 <p>【コラム】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体による支え―公助― ・国や地方自治体も大きな役割を果たします。破壊された道路、橋、港、病院、公共施設などを復旧し、地域のくらしを支えるのは国や自治体本来の仕事です。日本国憲法は第13条で「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と定めています。 災害によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利がおよびやかれるとき、政府は災害の被害から国民を守るために最大限の防災対策を行わなければなりません。ただ、今日では「防災」という言葉の代わりに、「減災」という言葉が多く用いられるようになりました。災害による被害を完全に防止することはできないけれども、災害被害を軽くすることはできるという考え方で、そして実際に災害が起ってしまったら、災害対策基本法などの法律に基づいて、被災者が幸福追求権を取り戻すことができるようにすることも国や地方自治体の大きな役割です。このように政府や自治体が被災地域の復興に努力することを「公助」といいます。 <p>【コラム】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における行政の連携 ・近年の被災時の救助活動や被災後の復興の過程では、国と地域の行政や公務員は大きな役割を果たしています。また、被災地以外の地方公共団体からの協力や国との連携による、被災地への支援も盛んに行われています。現在も周辺の地方公共団体との連携や、企業や教育機関との協力も進んでいます。大災害が起これば、行政や公務員の多くも被災するので、こうした協力も行政サービスを続けるには大切な取り組みです。 <p>【写真】P47</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風の被災者をご訪問される天皇陛下と皇后陛下 <p>【写真】P77</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊による被災者の救助活動 <p>【写真】P99</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の視察（沖縄県那覇市） <p>【写真】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災かるた」で遊ぶ園児たち <p>【写真】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災備蓄倉庫 <p>【写真】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の連携協定 <p>【写真】P114</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所を訪問するご当地キャラクター <p>【写真】P224</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視察に障がいのある人のための防災マップ ・防災拠点等を点字や凹凸のある点や線で示したマップです。災害時に行政の支援が障がいのある人には届きにくいことが課題とされています。 	<p>【写真】巻頭1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波から逃げる目印をつける中学生 <p>【写真】P14</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災遺構・伝承館でガイドする中学生 <p>【コラム】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波直前の中学生の行動 ・東日本大震災の津波が釜石市をおそったとき、釜石市の中学校の副校長先生は、生徒たちに「避難所に走れ」と指示し、先生もみんないっしょに避難所にげました。そのうち、その避難場所のそばの崖がくずれそうなのに気づいた中学生が、もっと高いところへにげようとしてよびかけました。中学生が大声で走っているのを見た近くの小学校の児童も、高台に上りました。 その直後、学校は津波にのまれ、元の避難所も水をかぶってしまいました。結局、てんでんこの教えを学んでいた生徒たちのすばい行動が「釜石の奇跡」を生んだのです。釜石市では、全児童生徒約3000人のうち、99.8%の子どもたちが助かりました。 <p>【コラム】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・てんでんこの教え―自助― ・東北地方の三陸海岸は、過去いく度となく津波におそわれ、そのたびに大ぜいの人々の命が失われ家が破壊されるなど、大きな被害を受けてきました。そうした経験の中から生まれたのが「てんでんこ」という言い伝えです。これは、津波が来たら、他人をかまわず、てんでん―一生懸命にげなさいという意味です。いざとなったら、友達や家族でさえかえりみず、自分の命は自分で守りなさいという教えは、自分さえ助ければ他の人はどうなってもよいという利己主義的な考え方のように聞こえます。 しかし、そうではありません。かつて「家」が大事にされていた時代には、家族のうち一人でも助ければ、「家」はたえずにすむと思った人も多かったでしょう。そして今日、この言い伝えは、新しい意味をふきこまれてきました。 「てんでんこ」は、小学生や中学生に、自分で判断して自分で行動しなさいという意味だと教えられていました。津波が来た時にはどう避難するのかを、普段からしっかり頭に入れておいて、いざというときには一人一人が率先して高台にげる。それを知っている家族は、学校にいる子どもたちはきつと無事ににげているはずだと信じて、自分たちの避難を考えることができます。このように自分の身は自分で守ることを、「自助」といいます。 <p>【写真】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波の被害 <p>【写真】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本中から集まったボランティアと援助物資 <p>【写真】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外学習用に使われていたバスをおくる <p>【地図】P102</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水範囲と生徒たちの避難コース <p>【コラム】P103</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自助、共助、公助のしくみが合わさって、災害に強いくらしや地域が形成されています。東日本大震災では、津波は宮古市を守るためにぎざかれていた高さ10メートルの巨大な防潮堤をこえて、水が内陸深くにまで流れこみました。災害に強いまちをつくるには、コンクリートでまちの周囲を固めるだけでは不十分です。人間の知識や経験をこえるほどの自然の力を受けても、人々が自分で行動して命を守り、一致協力してこわれたまちの復興につくし、政府もその努力を後おして、よりよいまちをつくっていく。そういう復元する力をそなえた社会をつくるのが、真に、災害に強いくらしや地域をつくることの意味なのです。 <p>【本文】P113</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年には東日本大震災が生じ、多くの地域の復興や原子力発電所の問題がクローズアップされました。 <p>【本文】P213</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年に東日本大震災が起きるまで、日本では、原子力発電が発電量の約3割を占めていました。 <p>【レポート課題例】P224</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害にそなえるには <p>【レポート課題例】P224</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災 	<p>【資料】P11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報を伝えるタブレットの貸し出し <p>【写真】P115</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山灰専用の集積所 <p>【レポート課題例】P224</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災の視点

発行者	防災や自然災害時における関係機関（国・地方公共団体・自衛隊）の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
<p>自由社</p>	<p>【本文】P4 ・世界で未曾有の自然災害が発生していますが、国民を災害から守る「災害対策」でも、AIが大いに役立っています。全国に設置した多くのセンサーが、常に種々のデータを送出しています。地震の発生直後には、集められたビッグデータを人のように自ら考え事前学習したAIが、津波到達の時間と区域を予測します。それと連動したスーパーコンピュータが超高速計算し、「津波浸水予測区域図」をリアルタイムに「見える化」し報道します。それにより、人々の避難行動を正確に促したり、被害を未然に防ぐようになっていっています。</p> <p>【本文】P83 ・今日では、自衛隊の主な任務はわが国の防衛、治安維持、災害などが発生した際の救援活動、国際平和活動の4つです。</p> <p>【本文】P193 ・東日本大震災などの自然災害における救助活動など、国民の生命と財産を守る活動にも挺身し、これに対し多くの国民が共感と信頼を寄せています。</p> <p>【コラム】P116・117 ・地方自治と防災 ・震災をはじめ台風、豪雨、火山の爆発など大きな自然災害が起きると、自衛隊や近隣地域の消防隊、警察などが住民の救済のために派遣される。しかし、発生直後に住民を避難誘導したり、助けたりするのは、地元市町村や消防職員の大きな務めだ。 ・自然災害の多い日本では、1人でも多くの住民の命と財産を守ることは、地方自治体にとって、最大といってもいいほどの任務である。特にいつ襲ってくるか予測がむずかしい地震や、それにとまらぬ津波に対しては、どれだけ早く住民に正確な情報を伝え、安全な場所に避難させられるかが、カギとなる。このため、各市町村では、都道府県や国とも協議しながら、事前に避難場所の設定から誘導の仕方など綿密に計画を立てる。また、自衛隊の派遣の要請のタイミングなども検討している。災害に襲われても、被害を少しでも小さくするために大小河川の改修や、堤防の強化、建物の耐震化など社会基盤の整備も進められている。もちろん、災害が起きた後の復旧も自治体の大きな仕事だが、これには都道府県や国の援助も不可欠だ。 ・被害をこれだけ大きくした要因は、避難誘導の遅れにもあった。台風が襲ったのは土曜日の夜だった。当時の土曜日は午前中だけ働く「半ドン」が普通で、名古屋市など多くの自治体でも職員は帰宅した。このため想像を上回る伊勢湾台風襲来時、市町村は避難命令どころか、正確な情報すら住民に知らせることができなかった。また住民の命を守るための防潮堤もほとんど役に立たなかったことがわかった。今、どんな災害時も比較的迅速に避難命令や勧告が行われるシステムができたのも、こうした大災害の教訓によるものだ。また政府も伊勢湾台風の後、「治水事業十カ年計画」をたて、防潮堤の整備などにあたった。(P117)</p> <p>【写真】P83 ・捜索活動</p> <p>【写真】P83 ・ヘリによる被災者空輸</p> <p>【資料】P4 ・統合災害情報システムDiMAPS 気象庁の地震分布や津波情報に、国土省の通行止め道路情報、鉄道やフェリーの運行、土砂災害、河川の被害、ヘリの空撮画像などの情報を、国土省が一元的に集め地図上で「見える化」し被害対策を行うシステム</p>	<p>【本文】P114 ・2011(平成23)年に発生した東日本大震災によって被害を受けた地方自治体には、国を挙げての復興支援が行われています。</p> <p>【脚注】P114 ・被災地の地方自治体には、復興支援のため、あらたに震災復興特別交付税の配分や国庫支出金の増額などが行われている。</p> <p>【写真】P115 ・町おこしと観光 三陸鉄道が東日本大震災での被害から2014(平成26)年4月に完全復旧して、全国からの観光客を運んでいる。</p> <p>【コラム】P116・117 ・地方自治と防災 ・2011(平成23)年3月11日午後、東日本大震災に襲われた直後、宮城県南三陸町の危機管理課に勤めていた遠藤未希さん(当時24歳)は、防災対策庁舎にある放送室に飛び込んだ。「6m強の津波が予想されます」「早く逃げて下さい」。遠藤さんは防災無線のマイクをにぎりしめ、町民に避難をよびかけ続けた。多くの住民は放送を聞いて高台に逃げた。ところが予想をはるかに上回る巨大な津波は防災庁舎をのみこみ、遠藤さんも命を落とした。その尊い犠牲が町の人たちを救ったのだ。 ・みずからの身にも危険がとなう仕事で、東日本大震災のときには、遠藤さんだけでなく、多くの地方自治体の職員や消防職員、警察官らが犠牲となり、町長が津波に流されなくなったという町もあった。 ・東日本大震災のように、想定をはるかに上回る大災害に襲われる可能性は否定できない。警報などが出たときには、すでに避難が困難になっていたケースもある。</p> <p>【写真】P117 東日本大震災</p> <p>【年表】P117 戦後日本を襲った主な自然災害</p> <p>【本文】P201 ・わが国は、原子力発電や新エネルギーの導入拡大に努めてきましたが、2011年の東日本大震災にともない原子力発電所の事故は、エネルギー問題について改めて深刻な問題をつきつけました。</p> <p>【写真】P200 福島第1原子力発電所の事故 ・原子力発電所は、発電時にCO₂を排出せず、日本の電力量の約30%を担っていたが、安全性や放射性廃棄物の処理などの課題があり、東日本大震災による事故以来、原子力発電所のほとんどは止められている。</p>	<p>【写真】P29 ・炊き出しをするボランティア</p> <p>【写真】P29 ・倒壊した家屋の周囲に集まる住民たち 大規模災害では、地域住民同士の助け合いが大きな力を発揮した。救援活動が本格化する前に、地域の人々が協力して多くの人命を救助するなど、あらためて地域コミュニティの大切さが明らかになった。</p> <p>【コラム】P68 ・大災害被災地へ両陛下のお見舞い 日本は地震や台風などの災害が多いが、深刻な災害にあった地域への天皇后両陛下のお見舞いは、被災者の心を慰め、復興にむけての励ましとなり、被災者は大きな勇気を与えられている。</p> <p>【コラム】P117 ・宅地開発にともなう局地的大水害も増えている。 大都市で交通機関が全面ストップし、帰宅困難者が多数で、都市化による新たな難問にも対応を迫られている。私たちも国や地方自治体任せではなく、みずから被害を最小限にとどめるための日ごろの準備が必要である。</p> <p>【年表】P117 ・戦後日本を襲った主な自然災害</p>

「別紙2-8」【 防災や自然災害の扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	防災や自然災害時における関係機関（国・地方公共団体・自衛隊）の役割等の扱い	東日本大震災の扱い	その他の自然災害の扱い
育 鵬 社	<p>【コラム】P16 ・災害時の情報収集や発信 災害時において、防災・減災を図る上で重要なことは、いかに被災状況や避難状況についてのきめ細かい情報収集や発信を行うか、ということである。私たちは災害時において、情報を収集するためにテレビやラジオといったマスメディアを活用します。一方で、被災地に情報が入りにくく、被災者からの情報が伝わらないといった「情報の空白地帯」が発生することもあります。改善策の1つとして、多くの自治体では事前にメールアドレスを登録しておけば、津波到達予想時刻、避難勧告の対象地域、避難所の場所などの情報をメールで一斉に送信する独自のサービスを提供しています。しかし、自治体のICT環境が被災し、公式ウェブサイトからの情報発信ができなくなる場合もあります。電話も安否確認のための通話が急増しつながりにくくなるなど、情報をめぐる対応は十分とはいえません。</p> <p>【コラム】P17 ・SNSの活用 東日本大震災以降、SNSを活用した防災・減災に関する新しい取り組みが数多く生まれています。例えば埼玉県では、大規模災害時の情報収集を円滑に行い、支援要請などの迅速な災害対応を図るため、災害が発生した際に、ツイッターで情報を発信する「SNS災害情報サポーター」への協力を住民に呼びかけています。</p> <p>【写真】P17 ・災害時の投稿（ツイート）方法（埼玉県）</p> <p>【コラム】P17 ・誰1人取り残さない防災・減災 防災・減災の果たすICTの役割が大きくなる一方で、高齢者など情報端末の利用に慣れていない人もおり、情報が十分に行き届かない可能性があります。紙による情報を配布するなどの配慮も必要です。また、SNSの情報の中には、事実と異なる情報が混じっている可能性もあります。可能な限り公的機関の公式情報も確認するなど、適切な活用が求められます。</p> <p>【写真】P51 ・東日本大震災で被災者を救助する自衛隊員（宮城県多賀城市） ・自衛隊の救援活動により、約1万9000人の被災者が救出されました。</p> <p>【写真】P51 ・ハイチ地震で医療活動を行う自衛隊員（ハイチ、2010年）</p> <p>【写真】P77 ・福島県などから約1100人が避難している東震住宅に開設された不在者投票所で、衆議院議員総選挙の不在者投票をすすめる避難者（東京都江東区、2014年）</p> <p>【本文】P109 ・災害に備えて地方公共団体は、災害対策基本法に基づき、日ごろから防災計画の作成や実施、住民の自発的な防災活動の促進、交通や情報通信などに対する防災対策、避難場所の確保、災害情報の収集、防災教育などを行います。災害が発生したときには、災害対策本部を設置し、首長が本部長として指揮監督を行います。</p> <p>【コラム】P155 ・国民を守る防災・減災 ・2011（平成23）年に起こった東日本大震災を受けて、大規模な災害による被害の拡大を防ぐために、広く社会資本整備を進めることを盛り込んだ「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が2013年に成立しました。この法律は、「人命の保護」「国家と社会の機能の維持」「国民の財産と公共施設の被害の最小化」「迅速な復旧・復興」の4つを基本目標としています。2015年の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、世界中であらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理対応が確認されました。また、災害時の国の中枢機能が失われないように、エネルギーや交通の過度な一極集中を避け、鉄道や高速鉄道などの交通大動脈の代替ルートを整備することなどにより、地方でバックアップする体制を整えるなどの危機管理システムを構築することも必要です。さらに、政府が迅速な避難や人命救助のための体制や情報通信の整備を進め、地域での防災教育の充実を図っています。NPOとの協働も盛んになっています。</p> <p>【写真】噴火した御嶽山で負傷者を救助する陸上自衛隊員ら（2014年）P155 長野県と岐阜県の県境にある御嶽山が噴火し、登山客に多数の死傷者が出ました。</p> <p>【コラム】P157 ・マイナンバー制度 2016（平成28）年より導入された社会保障・税番号（マイナンバー）制度は、住民票を有するすべての人々に一人一つの番号を付して、社会保障や税、また災害対策の分野でも情報を効率的に管理し、複数の機関に存在する個人の情報を番号で照会して確認するために活用される制度です。</p> <p>【写真】P200 ・インドネシア・スラウェシ州の津波被害に対する日本の緊急援助物資が届けられた（2018年）</p> <p>【写真】P201 ・JICA（国際協力機構） 日本のODAのうち、専門家やJICA海外協力隊の派遣、技術協力、研究員の受け入れなどを行う政府の機関。JICA海外協力隊は今まで90か国以上の国々へ累計で47人以上の隊員を派遣してきました。また、海外で起こった大災害には国際緊急援助隊を派遣しています。</p>	<p>【コラム】P16、17 ・SNSの活用 2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災の際には、ツイッターなどのソーシャル・ネットワークサービス（SNS）が活用されました。リアルタイムで情報発信が双方向で行われ、安否確認情報、ボランティアや物資のマッチングなどの被災者支援情報が、効果的に伝わりました。</p> <p>【写真】P17 中学生による東日本大震災の語り部活動の様子（宮城県気仙沼市東日本大震災伝承館）</p> <p>【コラム】P29 ・「自然災害伝承碑」 ・東北地方では、古くから津波などの自然災害の被害を受けてきました。私たちの先人はその際の様子や教訓を自然災害伝承碑などに刻み、後世への教訓として残しています。東日本大震災についても、例えば、震災直後に女川第一中学校（現在の女川中学校）に入学した生徒により、将来の津波被害を最小限にする取り組みとして、地域住民と一体となり、「大きな地震が来たら、この石碑よりも上へ逃げてください」などの教訓を記した「女川いのちの石碑」が建てられています。このような教訓を後世に残し、次の世代に受け継いでいくことは、今を生きる我々の重要な役割です。</p> <p>【写真】P45 ・皇太子ご夫妻時代に東日本大震災で被災した宮城県山元町の避難所を訪れ、被災者に声をかけられる天皇皇后両陛下（2011年）</p> <p>【コラム】P113 ・アニメツーリズム ・2011年の東日本大震災により観光地として大きな打撃を受けました。地元住民が震災からの復興に奮闘するなか、作品の舞台が大洗町に決定し、そこから制作側と地元との協力関係が生まれました。</p> <p>【写真】P132 ・東日本大震災の復興支援の特別塗装機と東北6県のご当地キャラクターら（2010年）</p>	<p>【本文】P14、15 ・日本では、地震や津波、火山の噴火、台風や洪水、大雪などの自然災害がしばしば起こり、首都直下地震や東海・東南海・南海地震の可能性も指摘されています。そこで、膨大なデータを分析して、災害の予測、非難や救助、物資の配送に関する研究が進められています。</p> <p>【コラム】P16 ・災害が起きやすい日本の国土 ・四季があり、自然豊かで美しい日本ですが、一方で地形・地質・気象などの条件が重なり、外国と比べて自然災害（地震・大雨・洪水・台風・津波・火山噴火など）が多く発生しています。今後も南海トラフ地震といった大規模災害が起こることが予想される中で、防災・減災の取り組みを強化していくことが求められています。</p> <p>【資料】P16 ・日本の災害を世界と比較する</p> <p>【資料】P16 ・2016（平成28）年の熊本地震発生時に収集した情報と役に立った手段</p> <p>【コラム】P17 ・人工知能（AI）と防災・減災 ・近年は、短時間で局所的に多量の雨が降る集中豪雨や、大型台風による増加傾向にあります。膨大かつ多種多様なビッグデータを組み合わせ分析するAIの活用により、予想の精度は格段に高まっています。常に情報が更新され、災害リスクに関連するデータをリアルタイムで扱うことができることで、どこに、どのようなリスクがあり、どう対策をとるべきかの素早い対応が可能になります。</p> <p>【本文】P26 ・私たちは、頻発する自然災害などに見舞われる度に、家族の大切さとその価値に気づかされてきました。</p> <p>【絵】P27 SNSとAIを活用した災害時の情報収集（産経新聞2020年1月17日）</p> <p>【写真】P109 2018年に起こった大阪北部地震で水道管が破裂して穴が開いた道路（大阪府高槻市） 最大20万人が断水の被害を受けました。老朽化した設備の更新や耐震化が課題となっています。</p>

「別紙2-9」【 脱炭素化に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	項目	記述
東 書	私たちと現代社会	<p>【写真】P31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約締約国会議（COP21）（フランス パリ 2015年） ・各国の代表が話し合った結果、発展途上国をふくむ全ての参加国に、温室効果ガスの排出削減を求める、パリ協定が採択されました。
	私たちと経済	<p>【写真・コラム】P173</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の自動車メーカーが開発した電気自動車 ・電気自動車は、ガソリンが燃料の自動車と比べて、地球温暖化の原因になる二酸化炭素の排出量が少なく、環境に優しい自動車として注目されており、生産台数が増えています。 <p>【本文】P174</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防ぐため、日本を含む先進工業国は、2050年までに脱炭素化（カーボンニュートラル）とって、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにすることが求められています。そのためには、これまで化石燃料に依存してきた私たちの生産や消費のあり方を、根本的に見直す必要があります。 <p>【本文】P175</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こうした課題への対応策としてコンパクトシティという考え方が提唱されています。これは、都市の中心にある市街地や、鉄道などの駅がある地域に、住宅地や病院、図書館などの社会資本を集め、効率的に利用する考え方です。人口密度が高まり、都市の活力が維持できます。また、自動車の利用が減り、排気ガスやCO2の排出が減るという利点もあります。このように、地域を脱炭素化しながら発展させていくことも重要です。省エネや再生可能エネルギー事業に投資することで、地域のCO2の排出を減らしながら所得や雇用を増やし、労働生産性を高める試みも広がっています。人口減少の影響は、負の側面だけではなくありません。都市の過密問題を和らげ、広い家に住んだり、自然の中で健康的に生活したりすることができるようになる可能性もあります。人口減少や脱炭素化という課題の克服を、より豊かで安全なまちづくりのきっかけとする発想が求められます。 <p>【コラム】P180</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水俣市は地球温暖化の原因でもある温室効果ガスの排出量を2030年までに基準年(2013年)の51%減とする野心的な目標を掲げ、達成を目指しています。
	私たちと国際社会の諸課題	<p>【本文】P198</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気中に二酸化炭素（CO2）などの温室効果ガスが増えることで起こる温暖化は、地球全体の気候系に大きな影響をあたえ、気候変動をもたらします。 <p>【本文】P199</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約の下、先進国だけに温室効果ガスの排出量の削減を義務付ける京都議定書が採択されました。しかしこの議定書には多くの課題がありました。2015年に採択されたパリ協定により、地球の気温上昇を抑える目標が設定され、途上国をふくむ各国・地域がそれぞれ立てた削減目標の達成に責任を持って取り組むことになりました。この目標達成には、温室効果ガスの排出量と吸収量のバランスをとるカーボンニュートラルの実現のための技術が不可欠です。 <p>【本文、写真、資料】P200,201</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地域別のエネルギー消費量の見直し 世界のエネルギー消費量 再生可能エネルギー <p>【コラム】P202,203</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの日本のエネルギーを考える

「別紙2-9」【 脱炭素化に関する扱い 】 （中学校 社会 公民的分野）

発行者	項目	記述
教 出	私たちと国際社会の諸課題	<p>【資料】 P222 ・温室効果ガスの総排出量に占めるガス別の排出量割合</p> <p>【資料】 P223 ・三つの観点からみた二酸化炭素の国別の排出量</p> <p>【本文】 P223 ・1992年に国連環境開発会議（地球サミット）が開かれ、持続可能な発展への転換の必要性が各国の間で確認されました。</p> <p>【本文】 P223 ・1997年に京都市で開かれた「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」では、先進国の温室効果ガスの削減義務を明記した京都議定書が採択されました。</p> <p>【本文】 P223 ・2015年にはパリ協定が採択されました。</p>

「別紙2-9」【 脱炭素化に関する扱い 】 （中学校 社会 公民的分野）

発行者	項目	記述
帝 国	私たちと現代社会	<p>【写真】P27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素ウォークイベント ・徒歩か自転車で移動し、脱炭素ポイントをためると特典と交換できるイベントです。
	私たちと経済	<p>【コラム】P161</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの消費量がゼロの建物とは？ ・地球温暖化対策として、このようなZEBやZEHが注目されています。 <p>【資料】P178</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本最大級の電力消費企業の脱炭素への挑戦（三重県四日市市）
	私たちと国際社会の諸課題	<p>【本文】P190</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本においてもSDGsを推進する取り組みがなされていますが、男女の格差や地球温暖化対策など、十分に達成できていない目標もあります。 <p>【本文】P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・97年の第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）で採択された京都議定書では、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減目標が、初めて数値目標として定められました <p>【資料】P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の二酸化炭素排出量 <p>【資料】P197</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な国と地域の一人あたりの二酸化炭素排出量 <p>【本文】P198</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化石燃料は、エネルギーとして燃焼する際に地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスを大量に排出します。私たちは今、エネルギー資源を安定して確保すると同時に、化石燃料に依存しない社会を実現していくという、非常に大きな問題に直面しています。 <p>【本文】P201</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、ヨーロッパを中心に、温室効果ガスの排出量に排出枠を設定して国や企業の間で売買する排出権取引や、二酸化炭素の排出に課税する環境税など、市場経済のしくみを取り入れる動き（カーボンプライシング）も進んでいます。 <p>【資料】P208、P209</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2040年の日本の電源構成案を提案しよう <p>【資料】P213</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に向けて地方公共団体の挑戦

「別紙2-9」【 脱炭素化に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	項目	記述
目 文	私たちと現代社会	<p>【コラム】P17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの地産地消 ・小田原市では「地域で使うエネルギーは地域でつくろう」という取り組みを企業が始め、市が協力して、市内に太陽光発電の設備をつくりました。地域で作られた再生可能エネルギーを県内の電力会社を通して、地域の家庭や企業、一部の公共施設などへ送っています。これらは、インターネットでコントロールして発電パターンや蓄電のタイミングを制御し、人々の生活サイクルと一致させて、むだのないエネルギー利用を行っています。
	私たちと国際社会の諸課題	<p>【資料】P190</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の部門別二酸化炭素排出量 <p>【本文】P213</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は、再生可能エネルギーの主力電源化や、安全性の確認された原子力発電所の再稼働によって化石燃料への依存度を下げることに取り組んでいます。 <p>【本文】P215</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1992年に国連環境開発会議が開かれ、気候変動を抑制するための国際的な枠組みを定めました。1997年には、地球温暖化防止京都会議が開かれ、先進国に対して初めて温室効果ガスの排出量の削減を義務づけた京都議定書が採択されました。 ・その後、2015年には、2020年以降の地球温暖化対策を定めたパリ協定が採択されました。これは、世界の気温上昇を産業革命が進む以前から2℃以内におさえるという目標を掲げており、初めて先進国・発展途上国のすべての国に温室効果ガスの削減目標の国連への提出を義務づけた国際的な枠組みです。パリ協定に基づく脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの排出量の合計を実質的にゼロにするカーボンニュートラルの目標に世界の国が取り組んでいます。 <p>【コラム】P217</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現へ（東京都板橋区） ・板橋区は、世界規模で地球環境問題への取り組みが始まりました1993年に環境都市宣言を行いました。身近な省エネ・再生エネルギー政策として、家庭や地域への「緑のカーテン」の普及に区をあげて取り組んでいます。これにより、冷房の使用が減ることが期待されています。環境への取り組みを継続して進め、2022年にはSDGs未来都市に選ばれ、「ゼロカーボンシティ」の実現をめざして、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざすことを表明しました。その実現のために、再生可能エネルギー100%電力や電気自動車の導入、環境負荷の少ない商品の購入など資源の循環的な利用の推進、ICT技術の活用など、区民や事業者を合わせた取り組みを進めています。

「別紙2-9」【 脱炭素化に関する扱い 】 （中学校 社会 公民的分野）

発行者	項目	記述
自由社	私たちと経済	<p>【本文】 P158</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年では、世界規模での経済の活性化にともなって、CO2などの温室効果ガスの排出による気候変動や、木材など天然資源の大量消費による資源枯渇と砂漠化など、地球規模での環境破壊が進行していると指摘されています。 <p>【本文】 P159</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー資源の節減のためにも、1979年に省エネ法が制定され、現在では、主要先進国では最も効率的にエネルギーを使用する国となっています。国際的にみると、2005年に発効した京都議定書では不十分でしたが、2016年に発効したパリ協定では、すべての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減にとりくむことになりました。
	私たちと国際社会の諸課題	<p>【本文】 P201</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このためわが国は、原子力発電や新エネルギーの導入拡大に努めてきましたが、2011（平成23）年の東日本大震災にともなう原子力発電所の事故は、エネルギー問題について改めて深刻な問題をつきつけました。太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物を使ったエネルギー資源）など使った再生可能エネルギーの普及や、EEZ内で発見されたメタンハイドレートの利用実用化を急ぐなど、新たなエネルギーの確保が必要となっています。 <p>【本文】 P204</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人類の共有財産である地球環境を守るため、1992年の国連環境開発会議（地球サミット）では、地球温暖化防止を目的に気候変動枠組条約が結ばれました。そして1997年の京都議定書では、先進国だけがCO2の削減義務を負う取り決めが行われました。 <p>【本文】 P205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そこで、2015年のCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で採択されたパリ協定では、産業革命前と比べた気温上昇を世界全体で2度未満におさえる目標を立て、2020年以降、中国やインドなどもふくむ197か国・地域が削減目標を作成する義務を負うことになりました。ただし、目標達成義務は負っていません。2021年、わが国は、「日本のNDC（国が決定する貢献）」を国連に提出し、2030年に2013年比で46%削減し、他の先進国と同じく2050年までに排出量を実質ゼロにする目標を掲げています。 <p>【資料】 P205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の国・地域別のCO2排出量（2021年） <p>【資料】 P205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球環境問題に関する年表 <p>【資料】 P205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書と国益 <p>【コラム】 P222</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディベート実践「日本は、2040年度までに現在の温室効果ガスの排出量の50%を削減するべきである。」

「別紙2-9」【 脱炭素化に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	項目	記述
育 鵬 社	私たちと現代社会	<p>【コラム】P21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の発達により期待されていること ・気象情報、発電所の稼働状況、家庭でのエネルギー使用状況などのビッグデータをAIで解析することにより、「エネルギーの安定供給」「地域で発電した電力を地域に供給するエネルギーの地産地消」「各家庭での省エネ」を図ることができるようになります。また、GHG（温室効果ガス）排出の削減を図ることが可能となります。 <p>【絵】P21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー分野における科学技術の発達への期待
	私たちと国際社会の諸課題	<p>【資料】P164</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境税（地球温暖化対策税） <p>【本文】P165</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全と経済成長 ・かつて公害問題を経験し、石油危機を省エネルギー技術で乗り越えた日本は今、太陽光発電や低公害車の開発などの温室効果ガス削減技術やリサイクル技術で、世界のトップレベルにあります。 <p>【本文】P179</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都議定書からパリ協定へ ・1997年、地球温暖化防止京都会議が開かれ、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の削減目標を定めた京都議定書が採択されました。しかし、地球環境問題を重視する国々と、工業化を進めて雇用と所得の拡大をめざす開発途上国の利害対立などの問題が起きました。その後、数々の議論を経て、2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議で、2020年以降の地球温暖化対策のための国際的な枠組みを定めたパリ協定が採択されました。 ・地球温暖化対策として、先進国、開発途上国を問わず、世界の平均気温の上昇を産業革命前の2℃未満に抑えること、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。 ・日本は2030年までに温室効果ガス排出量を、2013年比で46%削減することを目標にしています。 <p>【コラム】P179</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でできるCO2排出量削減の取り組み ・私たちは暮らしの中で、電気やガス、灯油、ガソリンなどのエネルギーを使っています。家庭において地球温暖化に最も大きな影響をおよぼしている二酸化炭素の排出量を減らすことは、温暖化を防止する有効な手段といえます。 <p>【資料】P179</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でできる二酸化炭素の排出量削減の取り組みの例 ①冷房の設定温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する。年間削減量33kg 節約金額1800円 ②シャワーを1日1分、家族全員が減らす。年間削減量69kg 節約金額7100円 ③待機電力を50%削減する。年間削減量60kg 節約金額3400円 ④家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす。年間削減量238kg 節約金額10400円 ⑤テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす。年間削減量14kg 節約金額800円 <p>【本文】P181</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全世界の温室効果ガス排出量のうち、化石燃料の利用によるものは約60%を占め、気候変動を助長する最大の要因です。

「別紙2-10」【 障害者理解に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	単元	項目	記述
東 書	現代社会と私たち	私たちと現代社会	<p>【本文】 P23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、言語や性別、障がいの有無などにかかわらず、だれもが利用しやすいように工夫した、ユニバーサルデザインも、ますます広がってきています。
	私たちの暮らしと経済	私たちと経済	<p>【写真】 P151</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場で働く障がいのある人たち ・チョークを製造しているN社は、知的障害のある人々を積極的に採用しており、その割合は全社員の約7割にも上ります。
	個人の尊重と日本国憲法	私たちと政治	<p>【本文】 P49</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法による人権の保障は、特に、外国人や障がいのある人など、社会の中で弱い立場に置かれる可能性のある人々にとって、より大切です。 <p>【本文】 P53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいがあっても教育や就職の面で不自由なく生活できるといったインクルージョンの実現が求められています。例えば、公共の交通機関や建物では、障がいのある人々も利用しやすいように、段差をなくすといったバリアフリー化が進められています。 <p>【写真】 P53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤する人に付きそう盲導犬 <p>【コラム】 P76</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが暮らしやすい共生社会に ・障がいのある人の働く機会の保障 ・障がいのある人も、社会の平等な一員として、できるだけ希望する仕事に就くことが望まれています。そのためには、社会的な対策が必要であり、国は障害者雇用促進法を制定し、企業などに対して、障がいのある人たちの雇用を増やし、働くための職場での支障をできるだけ少なくすることを求めています。ある企業では、精神的な障がいのある人が安定的に働けるように、精神的な障がいをよく理解している専門家をふくめた「職場定着推進室」を設置し、職場と密接に連携しながら、さまざまな課題の解決に当たっています。障がいのある人の不安を減らすために、業務を細かく分け、やることを明確にするなどの対策を採りました。また、それぞれの得意なところを生かし、補い合ってチームで仕事をしています。 <p>【コラム】 P76</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人と未来を創りたい 保険会社D社グループ会社社長 伊東剛直さん ・この会社では、2006(平成18)年度から、障がいのある人々を社員に採用しています。精神的な障害のある人には、障がいについて十分理解している精神保健福祉士もいて、こうした社員を支えています。障害のある人が働くためには、支え合える仲間存在と、自分で考えて取り組む主体性という両面が大切です。会社の役割は、こうした社員の意見を聞いて、それぞれに合った業務を割り当てたり、社員がキャリア・アップを目指せる仕組みを整えたりすることだと思っています。社員の可能性を信じて、何事にもチャレンジしてもらおうことが、社員と会社の未来を広げると考えています。

「別紙2-10」【 障害者理解に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	単元	項目	記述
教 出	私たちの暮らしと現代社会	私たちと現代社会	<p>【写真】 P18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者誘導ブロック(点字ブロック)に貼られた二次元コード ・二次元コードを読み取ると音声案内が流れ、それによって点字ブロック上を歩くと、介助者がいなくても1人で移動できるしくみになっています。 <p>【本文】 P21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする高齢者や障がいのある人とその家族に対するサポートを、地域や行政とも連携して進めていく必要があります。
	個人を尊重する日本国憲法	私たちと政治	<p>【資料】 P53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いと合理的配慮 ・合理的配慮とは、障がいのある人から役所や事業所に対して、社会の中にあるバリアを取り除くために、なんらかの対応を必要としているという意思を伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。 <p>【写真】 P53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者用誘導ブロック(点字ブロック) <p>【写真】 P60</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判が行われた最高裁判所の大法廷 <p>【写真】 P64</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字投票用の投票用紙と点字器
	私たちの暮らしと経済	私たちと経済	<p>【写真】 P147</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人も働きやすく設計された作業スペース <p>【コラム】 P168</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外に喜びを届ける会社
	安心して豊かに暮らせる社会	私たちと経済	<p>【本文】 P173</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対する生活支援(障がい者福祉サービス)もあります。 <p>【写真】 P178</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助犬への理解と周知を促すステッカー <p>【写真】 P178</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差がほとんどない乗降口 <p>【写真】 P179</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伴走者と走る視覚障がいのあるランナー <p>【コラム】 P180</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン～駅の改札口の幅 <p>【コラム】 P180</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフルレストラン～障がいのある人と障がいのない人が逆転した社会 <p>【コラム】 P181</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なコミュニケーションがあふれるコーヒーストア～聴覚の壁をこえて <p>【コラム】 P181</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チョコレートと共生社会 ～障がいのある人の収入改善を目標として

「別紙2-10」【 障害者理解に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	単元	項目	記述
帝國	日本国憲法と私たち	私たちと政治	【写真】 P51 ・障害者差別解消法における合理的配慮の例
	経済活動と私たち	私たちと経済	【コラム】 P139 ・障がいがあっても働ける場を (神奈川県川崎市) ・学校で使うチョコレートなどを製造・販売するN社は、従業員の約7割が知的障がいのある人です。 【写真】 P139 ・N社の職場 ・知的障がいのある社員が、生産ラインの大部分を担っています。
日文	私たちが生きる現代社会の特色	私たちと現代社会	【写真】 P14 ・カフェで働く分身ロボット
	現代社会の文化と私たち	私たちと政治	【本文】 P55 ・障害者差別解消法は、障がいを理由にした差別を禁止しています。そこで、日常生活のバリア (社会的障壁) を取り除くことを求める障がいのある人がいるとき、国や事業者は、合理的配慮に基づき対応しなければなりません。例えば、公共施設ではスロープをつくって段差をなくしたり、点字や、デジタル機器を使ってコミュニケーション手段を確保したりするバリアフリー化が必要です。 【資料】 P55 ・障害者差別解消法の実例 【写真】 P55 ・ユニバーサルデザインの製品 【資料】 P55 ・指差しコミュニケーションボード 【写真】 P55 ・盲導犬を用いた鉄道会社の講習 【コラム】 P56、57 ・まちのバリアフリーを探そう-大阪府堺市- 【写真】 P58 ・障がいのある人が働く職場
自由社	幸せな経済生活	私たちと経済	【本文】 P157 ・快適な生活という意味から、最近では、社会資本の質も問われるようになりました。公共交通機関や公共の施設・設備は、高齢者や障害のある人たちも利用しやすいように、段差をなくしたり、点時の併記を設けたりする、生活上の危険や不便をなくすためのバリアフリー法は、2018 (平成30) 年、「心のバリアフリー」を目指して、改正されました。

「別紙2-10」【 障害者理解に関する扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	単元	項目	記述
育 鵬 社	私たちの生活と政治 - 日本国憲法の基本原則 -	私たちと政治	<p>【写真】P37 ・交響吹奏楽団「オオサカ・シオン・ウィンド・オーケストラ」と共演し、ドラムを演奏する全盲の小5ドラマー（大阪府大阪市、2018年）</p> <p>【写真】P48 ・盲導犬と歩く視覚障がい者（2021年） ・障がいのある人もない人も平等に活躍ができる権利が保障されています。</p> <p>【写真】P60 ・車いすでプロ野球の始球式を行う猪狩ともかさん（埼玉県、2019年） ・アイドル活動中の2018年、東京都文京区で倒れた看板の下敷きになり、下半身の運動機能を完全に失う大ケガを負いました。</p> <p>【コラム】P61 ・バリアフリーとユニバーサルデザイン ・障害のある人もない人も、たがいに支え合い、地域で生き生きと暮らしていけるノーマライゼーション（障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念）が求められています。そのために、障害のある人が社会生活をしていく上での、物や心のバリア（壁）を取り除くのがバリアフリーです。似た言葉にユニバーサルデザインがあります。ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように、あらかじめ街や生活環境をデザインする考え方です。例えば、床が低く車内が広いユニバーサルデザインタクシーは、障害のある人だけでなく、荷物を持った人や小さな子どもを運べた人なども助かっています。シャンプーやリンスの容器を触って区別するギザギザは、目の不自由な人だけでなく、みんなに便利です。</p> <p>【写真】P61 ・車いすのまま乗れるユニバーサルデザインタクシー（北海道札幌市、2017年）</p> <p>【写真】P61 ・シャンプーとリンスの容器の触覚識別表示</p> <p>【写真】P64 ・障害者の手作り品の展示即売（香川県高松市）</p>
	私たちの生活と政治 - 日本国憲法の基本原則 - - 民主政治と政治参加 -		<p>【写真】P90 ・国会のバリアフリー化 ・2019年の参議院選挙院当選した2議員が登院できるように、参議院では国会中央玄関にスロープを設置し、議事堂のバリアフリー化をすすめました。</p>
	私たちの生活と経済	私たちと経済	<p>【写真】P132 ・障害者雇用を長年続けている日本理化学工業 ・粉が飛び散らないチョコレートの製造会社で、1960（昭和35）年から障害者の雇用を開始し、現在も障害者雇用率約70%の雇用を続けています。</p> <p>【コラム】P139 ・さまざまな働く人たち（高齢者・障害者・外国人） ・また中小企業の障害者雇用率は、依然として低迷しています。大企業に関してはここ数年上昇してきていますが、もともと雇用率の高かった中小企業で厳しい状況が続いています。障害者の雇用は社会貢献というだけでなく、適職を開発すれば十分に活躍することができます。</p> <p>【本文】P161 ・社会福祉は、障害者、老人、児童、母子家庭など社会的に弱い立場の人々を保護し、自立を援助する制度です。障害のある人々も社会の中で健常者と同じように生活できるように、その生活を支援するさまざまな施設の充実が必要とされています。</p>

「別紙2-11」【 オリンピック、パラリンピックの扱い 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	扱い方 (本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の内容(全文)
東 書	【写真】 P30	現代社会と私たち	東京オリンピックのバレーボール女子日本代表の試合(東京 2021)
	【図】 P81	私たちと政治	オリンピック・パラリンピックの開催地の選考(2次選考)
	【写真】 P188	私たちと国際社会の諸課題	ブラジルのリオデジャネイロで開かれたオリンピック
	【写真】 P204	私たちと国際社会の諸課題	オリンピック・パラリンピックの開催地の選考(2次選考の施設に立てられた墓標)
教 出	【写真】 P197	私たちと国際社会の諸課題	東京2020パラリンピックの表彰式で掲げられた国旗
帝 国	【写真】 P12	私たちと現代社会	東京2020オリンピック開会式で披露された歌舞伎
	【写真】 P20	私たちと現代社会	東京2020オリンピックのドーピング検査室の案内
日 文	【写真】 (巻頭 1)	私たちと政治	車いすバスケットボール体験
	【写真】 P192	私たちの国際社会の諸課題	2020東京オリンピックの表彰式
自 由 社	【写真】 P30	私たちと現代社会	オリンピックで日本の選手が活躍した時などうれしくなるのは、愛国心の自然な表れといえるでしょう。
	【写真】 P31	私たちと現代社会	2021年、兄弟そろって東京オリンピックで金メダルを獲得した柔道の阿部一二三選手と妹の阿部詩選手
	【写真】 P31	私たちと現代社会	1964年の東京オリンピックの開会式
	【写真】 P165	私たちと国際社会の諸課題	リオデジャネイロオリンピック開会式
	【本文】 P166	私たちと国際社会の諸課題	オリンピックやワールドカップでも、各国の国旗が掲揚され、国歌が斉唱されています。
育 鵬 社	【写真】 P184	私たちと国際社会の諸課題	「東京2020オリンピック」女子バスケットボール表彰式後(2021年)
	【写真】 P184	私たちと国際社会の諸課題	オリンピック表彰式での国旗掲揚の様子(ブラジル、2016年)
	【本文】 P185	私たちと国際社会の諸課題	オリンピックやワールドカップや国際会議で、国旗は国の大小にかかわらず平等に掲げられます。

「別紙2-12」【 固定的な性別役割分担意識に関する記述等 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	単元	項目	記述
東 書	現代社会と私たち	私たちと現代社会	【コラム】P36 ・ナマハゲが生む新たな可能性 ・そこで近年では、外国人や女性など、伝統的にはナマハゲを演じられなかった人々の参加を認めることで、再び活性化を果たす地域も生まれています。
	個人の尊重と日本国憲法	私たちと政治	【コラム】P57 ・働き方改革 ・男女共同参画の観点から、男性の育児休業の取得を進めることも必要ですが、現状では取得率の低さが課題です。
教 出	個人を尊重する日本国憲法	私たちと政治	【資料】P52 ・主な国の会社の管理職に占める女性の割合 【本文】P52 ・「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方が根強く存在してきたこともあって、社会進出という点では、男女間に違いがあります。 ・諸外国と比べ、賃金の格差や、国会議員・裁判官・会社の管理職・大学教授などに占める女性の割合が低いことなどが指摘されています。
帝 国	日本国憲法と私たち	私たちと政治	【資料】P73 ・例えば、「男性は仕事、女性は家庭」のような性別による役割分担の意識を見直して、男女ともに不利益を受けないような社会にする取り組みを行っています。
	経済活動と私たち	私たちと経済	【本文】P139 ・その背景には、かつては「男は仕事、女は家庭」といった意識が根強かったことも挙げられます。 【資料】P141 ・育児休業制度の利用実績
日 文	個人の尊重と日本国憲法	私たちと政治	【資料】P54 ・子どもをもつ夫婦の1日の家事と育児の時間 【本文】P54 ・日本は、女性の就業率、管理職や専門職につく女性の割合、大臣や議員など政策決定にかかわる女性の割合が、世界的にみていちじるしく低い水準にあります。その大きな要因として、「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という、男女の固定的役割分担意識があります。

「別紙2-13」【 固定的な性別役割分担意識に関する記述等 】 (中学校 社会 公民的分野)

発行者	単元	項目	記述
自由社	個人と社会生活	私たちと現代社会	<p>【本文】 P27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの日本人が農業に従事していた明治以前の日本では、家庭は農産物を生産する場でもあり、夫婦はともに働いていました。わが国に都市型文化が広く普及した大正時代、育児や家事に専念する専業主婦が女性の一つの理想となりました。戦後、日本経済の黄金時代だった1960年～80年代に、専業主婦の割合は最も多くなり、家庭を預かる主婦という一つの理想像が実現しました。しかし、近年は価値観が多様化し、より豊かな収入と生きがいを求めて、職業をもつ女性が増えています。政府は、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で活動できるバランスが取れた社会（男女共同参画社会）を築く取り組みをしています。家庭内においても、男女がともに子育てや教育に参加できるよう、おたがいの配慮と協力が求められます。
育鵬社	私たちの生活と現代社会	私たちと現代社会	<p>【本文】 P27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の社会進出に伴い、共働きの世帯の割合が増加しています。法律や制度面なども整備され、男性の育児休暇の取得も可能になっています。
	私たちの生活と政治 - 日本国憲法の基本原則 -	私たちと政治	<p>【資料】 P58</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業取得率の推移 ・男性の育休取得率は上昇傾向ですが、女性との差は依然として残っています。 <p>【資料】 P58</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業者および管理的職業従事者における女性の割合 <p>【本文】 P59</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人類の歴史は男女の性別の違いにより、さまざまな文化的・社会的な役割分担や、時には女性への差別を生んできました。憲法は、個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいて家庭生活を営むことを求めています（24条）。日本では1985（昭和60年）に男女雇用機会均等法が制定されました。さらに、育児や介護をしやすいように、1991（平成3）年、子どもが満1歳になるまで労働者に育児休業を認める育児休業法が制定され、1995（平成7）年の育児・介護休業法では家族の介護のための休業も定められました。1999（平成11）年には男女共同参画社会基本法が制定されました。男女共同参画社会とは、男女の違いを認めた上で、たがいに尊重し、助け合う社会をいいます。しかし、女性への差別や職場でのセクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、育児負担の偏り、キャリアの中断などの問題が今もあり、その防止が課題になっています。
	私たちの生活と政治 - 民主政治と政治参加 -		<p>【写真】 P86</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内から始める男女共同参画に関するシンポジウム
	私達の生活と経済	私たちと経済	<p>【資料】 P140</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用形態と性別の違いによる年齢階級別月収 <p>【本文】 P140、141</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015（平成27）年には、女性が職業生活において個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備するために、女性活躍推進法が施行されました。男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法、育児・介護休業法の制定など、社会に出て働くことを望む女性の負担を緩和する制度が整えられてきています。

「別紙3」 【構成上の工夫】 (中学校 社会 公民的分野)

項目	ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた工夫	イ ユニバーサルデザインの視点	ウ デジタルコンテンツの扱い
東書	<ul style="list-style-type: none"> ・章の構成を「課題をつかむ」、「課題を追究する」、「課題を解決する」とし、具体的な学び方を示している。 ・「みんなでチャレンジ」に、話し合う課題を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすく読み間違えにくい、ユニバーサルデザインフォントを採用している。 ・全ての生徒の色覚特性に適應するようにデザインしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードを採用し、インターネットから学習の参考となる資料を読み取ることができる。 ・「デジタルコンテンツを活用しよう」によって、デジタルコンテンツの活用方法を示している。
教出	<ul style="list-style-type: none"> ・本文ページの構成を、「導入資料・中心資料」、「学習課題」、「本文」、「チェック&トライ」とし、具体的な学び方を示している。 ・「公民の技」「Think」に、話し合う課題を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見やすさ、読みやすさに配慮したユニバーサルデザインのフォントを使用している。 ・色覚の個人差を問わず、より多くの人に見やすいカラーユニバーサルデザインに配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードを採用し、インターネットから学習の参考となる資料を読み取ることができる。 ・「学びリンク」によって、デジタルコンテンツの活用方法を示している。
帝国	<ul style="list-style-type: none"> ・単元の構成を「単元の見通し」から「単元の振り返り」とし、具体的な学び方を示している。 ・「アクティブ公民」に、話し合う課題を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育やユニバーサルデザイン (UD) の観点から、色覚特性に配慮した色づかいとなるよう工夫している。 ・見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードを採用し、インターネットから学習の参考となる資料を読み取ることができる。 ・「QRコンテンツの活用」によって、デジタルコンテンツの活用方法を示している。
日文	<ul style="list-style-type: none"> ・章の構成を「学習のはじめに」、「問いを追究する」、「まとめ、ふり返る」とし、具体的な学び方を示している。 ・「アクティビティ」に、話し合う課題を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの人に見やすいユニバーサルデザインに配慮している。 ・見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードを採用し、インターネットから学習の参考となる資料を読み取ることができる。 ・「タブレットマーク」によって、デジタルコンテンツの活用方法を示している。
自由社	<ul style="list-style-type: none"> ・本文ページの構成を、「導入資料」、「学習課題」、「本文」、「ここがポイント!」とし、具体的な学び方を示している。 ・「やってみよう」に、話し合う課題を示している。 	記載なし	記載なし
育鵬社	<ul style="list-style-type: none"> ・章の構成を「課題をつかむ」、「課題を追究する」、「課題を解決する」とし、具体的な学び方を示している。 ・「TRY!」に、話し合う課題を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育やユニバーサルデザインの観点から、色覚特性に配慮した色づかいとなるよう工夫している。 ・見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードを採用し、インターネットから学習の参考となる資料を読み取ることができる。